

平成25年 壱 岐 市 議 会 定 例 会 6 月 会 議 会 議 録 (第 1 日)

議事日程 (第 1 号)

平成25年 6 月 5 日 午後 1 時00分開議

日程第 1	会議録署名議員の指名	3 番 音嶋 正吾 4 番 町田 光浩
日程第 2	審議期間の決定	15日間 決定
日程第 3	諸般の報告	議長 報告
日程第 4	行政報告	市長 説明
日程第 5	議会検討特別委員会調査報告	中田委員長 説明 質疑なし
日程第 6	議案第62号 壱岐市消防本部・壱岐消防署新築工事（建築工事）請負契約の締結について	消防本部消防長 説明 質疑なし 委員会付託省略 本会議 可決
日程第 7	議案第63号 消防救急デジタル無線システム整備工事請負契約の締結について	消防本部消防長 説明 質疑なし 委員会付託省略 本会議 可決
日程第 8	議案第64号 壱岐市消防指令台整備工事請負契約の締結について	消防本部消防長 説明 質疑なし 委員会付託省略 本会議 可決
日程第 9	報告第 2 号 損害賠償の額の決定に関する専決処分の報告について	建設部長 説明
日程第10	報告第 3 号 損害賠償の額の決定に関する専決処分の報告について	建設部長 説明
日程第11	報告第 4 号 損害賠償の額の決定に関する専決処分の報告について	建設部長 説明
日程第12	報告第 5 号 損害賠償の額の決定に関する専決処分の報告について	建設部長 説明
日程第13	報告第 6 号 損害賠償の額の決定に関する専決処分の報告について	建設部長 説明
日程第14	報告第 7 号 壱岐市税条例の一部改正に係る専決処分の報告について	市民部長 説明
日程第15	報告第 8 号 壱岐市国民健康保険税条例の一部改正に係る専決処分の報告について	市民部長 説明
日程第16	報告第 9 号 壱岐市手数料条例の一部改正に係る専決処分の報告について	市民部長 説明

日程第17	報告第10号	地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定に係る専決処分 の報告について	市民部長	説明
日程第18	報告第11号	平成24年度壱岐市一般会計補正予算（第9号）の専決処分の報告について	財政課長	説明
日程第19	報告第12号	平成24年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）の専決処分の報告 について	保健環境部長	説明
日程第20	報告第13号	平成24年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）の専決処分の報告につ いて	建設部長	説明
日程第21	報告第14号	平成24年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第4号）の専決処分の報告につ いて	建設部長	説明
日程第22	報告第15号	平成24年度壱岐市一般会計予算の繰越明許費繰越計算書の報告について	財政課長	説明
日程第23	報告第16号	平成24年度壱岐市簡易水道事業特別会計予算の繰越明許費繰越計算書の報告につ いて	建設部長	説明
日程第24	報告第17号	平成24年度壱岐市下水道事業特別会計予算の繰越明許費繰越計算書の報告につ いて	建設部長	説明
日程第25	議案第54号	壱岐市公営住宅等長寿命化計画の作成につ いて	建設部長	説明
日程第26	議案第55号	壱岐市暴力団排除条例の一部改正について	総務部長	説明
日程第27	議案第56号	壱岐市附属機関設置条例の一部改正につ いて	総務部長	説明
日程第28	議案第57号	壱岐市長等の給与の特例に関する条例の制 定について	総務部長	説明
日程第29	議案第58号	壱岐市福祉医療費の支給に関する条例の一 部改正について	市民部長	説明
日程第30	議案第59号	あらたに生じた土地の確認及び字の区域の 変更について	農林水産部長	説明
日程第31	議案第60号	平成25年度壱岐市一般会計補正予算（第1号）	財政課長	説明
日程第32	議案第61号	平成25年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）	建設部長	説明
日程第33	要望第2号	男嶽神社、女嶽神社観光スポット化に関する要望		

本日の会議に付した事件

(議事日程第1号に同じ)

出席議員 (19名)

1番	久保田恒憲君	2番	呼子 好君
3番	音嶋 正吾君	4番	町田 光浩君
5番	小金丸益明君	6番	深見 義輝君
7番	町田 正一君	8番	今西 菊乃君
9番	市山 和幸君	10番	田原 輝男君
11番	豊坂 敏文君	13番	鶴瀬 和博君
14番	榊原 伸君	15番	久間 進君
16番	大久保洪昭君	17番	瀬戸口和幸君
18番	牧永 護君	19番	中田 恭一君
20番	市山 繁君		

欠席議員 (なし)

欠 員 (1名)

事務局出席職員職氏名

事務局長	榊崎 文雄君	事務局次長	米村 和久君
事務局次長補佐	吉井 弘二君	事務局書記	若宮 廣祐君

説明のため出席した者の職氏名

市長	白川 博一君	副市長	中原 康壽君
副市長	山下 三郎君	教育長	久保田良和君
総病院長	向原 茂明君	総務部長	眞鍋 陽晃君
企画振興部長	山本 利文君	市民部長	川原 裕喜君
保健環境部長	斉藤 和秀君	建設部長	原田憲一郎君
農林水産部長	堀江 敬治君	教育次長	米倉 勇次君
消防本部消防長	小川 聖治君	病院部長	左野 健治君
総務課長	久間 博喜君	財政課長	西原 辰也君
会計管理者	土谷 勝君		

午後1時00分開議

○議長（市山 繁君） 皆さん、こんにちは。

会議に入る前に、御報告をいたします。

長崎新聞社ほか4名の方から報道取材のため撮影機材等の使用の申し出があり許可をいたしております。また、機器操作引き継ぎのため、村部主事の入室を許可しておりますので、あわせて御了承願います。

今期定例会におきましても、夏の省エネ対策の一環としてクールビズを実施いたします。議場での服装につきましては、上着、ネクタイの着用は各位の判断に任せることにしておりますので、よろしく願いをいたします。

ただいまの出席議員は19名であり、定足数に達しております。ただいまから平成25年壱岐市議会定例会6月会議を開きます。

議事に入る前に、向原総病院長から発言の申し出がっておりますので、これを許します。向原総病院長。

〔総病院長（向原 茂明君） 登壇〕

○総病院長（向原 茂明君） 私は、4月に壱岐市民病院総病院長に拝命をされ、赴任をいたしました向原茂明といたします。よろしく願いいたします。就任にあたりまして、一言御挨拶を申し上げたいと思います。私は、昭和51年に長崎県の離島医療就学制度によって、北里大学を卒業し、当時の離島医療圏組合に所属をしまして、8年間の離島勤務を含め、12年間の義務を終了いたしました。その後、国立長崎医療センターにて、総合診療科、研修医教育、医療マネジメント、副院長を最後に平成16年から再び長崎県に戻りまして、県立島原病院長を3年、その後、平成19年から長崎県庁福祉保健部で参事官として行政にかかわってまいりました。保健所長も兼務をし、6年間勤務をいたしました。

今回、壱岐市長より知事に対して、長崎県病院企業団への加入の申し出がありましたので、いくつかの問題があるということで、私にその任というか、任務に努めましたが、最大の問題であります医師確保について職務として取り組んでまいりました。幸いなことに、各方面の御協力のもと、私を含め総勢6名の常勤医師を確保するとともに、6月からですが看護部長も赴任をしていただくことになりました。医師を確保する中で、私と一緒に働くならというふうな申し出が多ございましたので、私も医師になってこれまで離島医療の充実に微力ながら、関わってきたこともあり、今回、喜んで臨床に復帰する意志を固めた次第です。

今後の壱岐市民病院の目標についてですが、3つございます。

1つ目は、救急医療体制の整備です。2つ目が地域医療連携の推進です。3つ目が教育研修体

制整備です。1つ目の救急医療体制ですが、これまで中田院長を初め、職員の皆様方は、医師不足の中で必死になって壱岐市の医療体制を守ってこられました。その御苦勞は、はかり知れず心から敬意を表する次第です。3月に参りまして、現状をお聞きしますと、毎日非常勤の医師による当直体制を組み、入院患者さんらは、自らが多くの患者さんを担当されたというふうに聞いております。不眠不休で頑張っておられ、全く頭が下がる思いでございました。

そこで、4月からは常勤医師による当直体制をはじめ、2次救急医療機関としての機能を果たすべく役割分担をひいてまいりました。これは、市民病院だけではできることではなく、壱岐市医師会を初め、消防本部、関係機関の協力のもと体制を早急に整備してまいって2カ月が経過したところで、現在、非常に順調に経過推移をしております。その中で、本土との連携も重要になってまいりますが、長崎県のドクターヘリや自衛隊のヘリ搬送も活用しながら、基本的に壱岐市は医療圏が福岡でございますので、福岡県域の高次機能病院との連携強化を図ってまいります。具体的には、今月の20日ですけれども、国立長崎医療センターの救急部長と福岡でも最も救急医療に携わっています赤十字福岡病院の救急部長をお呼びして、連携を強化すべく島内で講演会を開催する予定にしております。また、長崎県では、今回、救急医療相談システムとか、救急画像診断システムの更新をいたしましたので、その活用も推進してまいります。

2番目ですが、地域医療連携体制については、日常の診療においてはプライマリーケア、日常多く見られる疾患について各々の医療機関が担当し、専門医療が必要な、あるいは手術が必要な病気については、できる限り2次医療については、壱岐市内で完結ができますように、当院の体制も整備をしてまいります。具体的に申しますと、整形外科領域ですとか、外科領域について本格的に手術とかできるのは、当院だけだというふうに自負しておりますので、そういった体制強化も図ってまいりたいと思っております。

また、総合医と専門医療の役割とその分担を明確に進めてまいります。その結果、3次医療とかが必要な高次医療が必要というふうなときには、福岡県内の大学病院も含めた高次医療機関との連携も強化をしてまいります。そのために、4月1日より、地域連携室を開設をいたしまして、専従職員2名、事務職員1名の計3名で運用を開始しております。入院及び退院の調整ですとか、連携に係る一般的な事務を行ってまいります。

また、市民への健康づくりや疾病予防に対する広報活動も積極的に行う予定でございます。このために、患者さんの声を広く病院運営に反映するために4月に参りまして、病院をよくするための改善箱、意見箱ですが、名称を改善箱としまして、複数配置をし毎日御意見に対して、私のところに上がってきて、各部署でその解決策の検討をして、私の承認を得て、院内に掲示するという仕組みをつくって、毎日、今もたくさんの御要望も含めて、たくさんの御意見をいただいております。

3番目ですが、教育研修体制整備です。これは、私が長年にわたり、研修医の教育に従事をしてまいりました。研修医を指導する医師の講習を受けて、指導医として登録する仕組みになってございます。平成17年から。その講習会の講師も全国で携わってまいりましたので、そういった関係で福岡県内も含めて、多くの知り合いもございますので、そういった方と手を携えて教育研修体制の整備を図っていきたいと考えております。その1つに、ことし定年退官をされた九州大学総合診療部教授、林先生を顧問としてお招きすることができました。中長期に見て計画をし、四、五年先には卒業して、2年目から5年目ぐらいの若い先生たちが複数、市民病院だけではなく、壱岐市内で研修を受け、地域医療のマインドを持った医師を育て、行く行くは壱岐市を含め、長崎県の離島で喜んで勤務していただけるような医師を育てたいと考えておりますので、よろしく御協力をいただければと思います。この構想を実現するために、早速ですが、研修宿舎の建設を計画しております。これは、第3次の地域医療再生基金の活用を図って、今、県に申請をしているところでございますが、その認定等の結果が終われば、そういった建設に向かってまた動いていきたいと考えております。

以上、3つの点を述べさせていただきましたが、この目標に向かうのは、私個人ではできないのは当然でございます。皆さま議員の先生方を含め、職員、医師会の先生方、行政の協力があって、一歩ずつ前に進むことができます。今後とも、暖かな御支援、御助言をいただけますようお願いをして私の挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございます。

〔総病院長（向原 茂明君） 降壇〕

○議長（市山 繁君） 次に、職員の紹介の申し出があっております。中原副市長。

○副市長（中原 康壽君） こんにちは。4月の定期異動によりまして、2名の6月会議から議会へ出席するようになりました。紹介をさせていただきたいと思っております。

まず、企画振興部長で山本さんを御紹介をいたしたいと思っております。それから続きまして、教育次長で米倉次長でございます。各々から挨拶をさせたいと思っておりますので、今後とも、よろしくお願いをいたしたいと思っております。

○議長（市山 繁君） 山本利文企画振興部長。

○企画振興部長（山本 利文君） 県の文化観光物産局よりまいりました山本利文と申します。企画振興部長を拝命しております。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（市山 繁君） 米倉教育次長。

○教育次長（米倉 勇次君） 教育次長を拝命しました米倉でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（市山 繁君） これから議事日程表（第1号）により、本日の会議を開きます。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（市山 繁君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

6月会議の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、3番、音嶋正吾議員、4番、町田光浩議員を指名いたします。

日程第2. 審議期間の決定

○議長（市山 繁君） 日程第2、審議期間の決定についてを議題といたします。

6月会議の審議期間につきましては、去る5月27日に議会運営委員会が開催され協議をされておりますので、議会運営委員長に対し協議結果の報告を求めます。鵜瀬議会運営委員長。

〔議会運営委員長（鵜瀬 和博君） 登壇〕

○議会運営委員長（鵜瀬 和博君） 議会運営委員会の報告をいたします。

平成25年壱岐市議会定例会6月会議の議事運営について、協議のため、去る5月27日議会運営委員会を開催しましたので、その結果について報告いたします。

審議期間の日程案につきましては、各議員のお手元に配付をしておりますが、本日から6月19日までの15日間と申し合わせをいたしました。

本定例会6月会議に提案されます案件は、報告16件、条例制定1件、条例の一部改正3件、補正予算2件、請負契約の締結3件、その他2件の合計27件となっております。また、陳情1件、要望2件を受理しておりますが、お手元に配付のとおりであります。

本日は、審議期間の決定、議長の報告、表彰の伝達、市長の行政報告の後、本日送付された議案の上程、説明を行います。なお、上程議案のうち、議案第62号壱岐市消防本部・壱岐消防署新築工事（建築工事）請負契約の締結について、議案第63号消防救急デジタル無線システム整備工事請負契約の締結について、議案第64号壱岐市消防指令台整備工事請負契約の締結についての3件については、委員会付託を省略し、全員審査をお願いします。

6月6日から6月10日まで休会としておりますが、一般質問並びに質疑についての通告をされる方は、6月7日金曜日の正午までに通告書の提出をお願いします。

6月11日は議案に対する質疑を行い、質疑終了後、報告案件を除き、所管の委員会へ審査付託を行います。質疑をされる場合はできる限り事前通告をされるようお願いいたします。

平成25年度壱岐市一般会計補正予算（第1号）につきましては、議長を除く議員全員で構成する特別委員会を設置して審査すべきということを確認いたしましたので、よろしくお願い申し上げます。

また、予算について質疑される場合についても、特別委員長宛てに、質疑の通告書を提出されるよう、あわせてお願いをいたします。

6月12日、13日の2日間で一般質問を行います。

質問の順序は受け付け順のくじにより、番号の若い順とし、質問の時間については、答弁を含め50分の制限とします。また、質問回数については、制限をしないこととします。同一趣旨の質問につきましては、質問者間でぜひ調整をお願いします。

また、通告書についても、市長の適切な答弁を求める意味からも質問の趣旨を明解に記載されるよう、あえてお願いします。

6月14日各常任委員会、6月17日は予算特別委員会の開催日としております。

6月19日、本会議を開催し、各委員長の報告を受けた後、議案等の審議・採決を行い全日程を終了したいと思います。

なお、本定例会の審議期間中に追加議案が1件提出される予定ではありますが、委員会付託を予定しております。

以上が、平成25年壱岐市議会定例会6月会議の審議期間の日程案であります。円滑な運営に御協力を賜りますようお願いを申し上げ、報告といたします。

〔議会運営委員長（鵜瀬 和博君） 降壇〕

○議長（市山 繁君） お諮りいたします。6月会議の審議期間は、議会運営委員長の報告のとおり、本日から6月19日までの15日間といたしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市山 繁君） 異議なしと認めます。したがって、6月会議の審議期間は、本日から6月19日までの15日間と決定いたしました。

日程第3. 諸般の報告

○議長（市山 繁君） 日程第3、諸般の報告を行います。

平成25年壱岐市議会定例会6月会議に提出され、受理した議案等は27件と陳情等3件であります。

次に、監査委員より、例月出納検査の報告書が提出されており、その写しをお手元に配付しておりますので御高覧をお願いいたします。

去る5月29日、「全国離島振興協議会平成25年度通常総会」が壱岐市において開催され、本会役員改選で白川市長が引き続き、全国離島振興協議会長に就任されました。会長の就任にあたって、本年4月1日から施行された改正離島振興法の予算獲得等に力を傾注していくと力強く、挨拶をされたところでもあります。これからも全国139市町村の離島振興に御尽力をいただき、ますます御活躍されますように御祈念を申し上げます。

次に系統議長会であります。

4月11日、「平成25年度長崎県市議会議長会定期総会」が長崎市において開催されました。会議では、平成24年度事務報告及び決算報告を承認され、また平成25年度予算並びに各市から提出の24議案及び九州市議会議長会へ提出の3議案について審議がなされ、それぞれ可決・決定されたところであります。

なお、本市からは、地域医療における医師確保対策についてと離島航路の運賃低廉化施策についての2件を提出いたしております。

次に、4月25日、鹿児島市において開催されました「第88回九州市議会議長会定期総会」に出席をいたしました。平成24年度の決算報告をはじめ、役員改選では、鹿児島市の仮屋議長を会長に選出、さらに平成25年度予算が決定されるとともに、各県提出の議案5項目24議案が原案どおり決定、5月に開催の全国市議会議長会への提出議案3件、予備議案1件が決定されました。

次に、5月8日、東京都において「全国自治体病院経営都市市議会協議会第41回定期総会」が開催され、出席いたしました。総会に先立ち、総務省大臣官房審議官の村中健一氏より「公立病院について」を題し、自治体病院の現状、公立病院改革、企業会計と官庁会計の相違点などについて講演がありました。

総会においては、平成24年度決算、平成25年度事業計画並びに予算が認定・可決されました。その後、医師確保対策や自治体病院に係る交付税措置をはじめとする財政支援措置等の要望決議が採択されたところであります。

次に、5月21日に、東京において長崎県市議会議長会による長崎県選出国會議員への要望活動が行われ、長崎県市議会議長会で決定した本市の2件を含む24項目について要望を行ったところであります。

翌5月22日には、「全国市議会議長会第89回定期総会」が安倍内閣総理大臣、伊吹衆議院議長等、出席のもと開催され、会議で一般事務報告、各委員会報告並びに各部会より提出の27議案及び会長提出3議案が可決・承認され、関係省庁、国會議員に対し、実行運動を行うことが決定されました。

また、役員改選が行われ、会長に神奈川県横浜市の佐藤祐文議長が選任をされました。なお、本総会において、永年勤続功労表彰が行われ、本市から市議会議員勤続15年以上で瀬戸口和幸議員と私が表彰を受けたことを御報告を申し上げます。この後、伝達をいたしたいと思います。

次に、5月29日、東京都において「全国民間空港所在都市議会協議会第83回定期総会」が開催され、中田副議長に代理出席をしていただきました。国土交通省より関係予算の概要説明がなされ、その後、事務報告及び平成25年度事業計画、予算が承認・可決されたところであります。事務報告の中で、函館市議会が退会されたことで、現在の加盟都市が47都市となった旨の

報告がなされました。また、役員改選において伊丹市の山内議長が会長に選任されました。

以上のとおり系統議長会に関する報告を終わりますが、詳しい資料につきましては、事務局に保管しておりますので、必要な方は御高覧をお願いいたします。

今定例会6月会議において議案等説明のため、白川市長を初め、教育委員会教育長に説明員として出席を要請しておりますので、御了承を願います。

以上で、私からの報告を終わります。

○事務局長（榊崎 文雄君） ただいまから、全国市議会議長会の表彰伝達式を行いますので、市山議長は自席のほうへ御移動お願いいたします。

ここで、去る5月22日に、東京都において開催の「全国市議会議長会第89回定期総会」において議員の永年勤続功労表彰が行われ、本市から市山繁議員と瀬戸口和幸議員が表彰を受けられましたことを御報告を申し上げます。全国市議会議長会表彰規定では、市議会議員として3年以上在籍のものに限られており、また町村の議員の勤続年数は2分の1を通算することとなっております。

市山繁議員におかれましては、昭和62年10月芦辺町議会議員に初当選をされ、以来町議会議員15年2カ月、市議会議員7年9カ月で、議員15年以上で表彰でございます。

瀬戸口和幸議員におかれましては、平成3年4月郷ノ浦町議会議員に初当選され、以来町議会議員12年11カ月、市議会議員9年2カ月で議員15年以上の表彰でございます。これから、表彰状の伝達式を行いたいと思います。中田副議長より表彰状の伝達をお願いいたします。

○副議長（中田 恭一君） それでは、ただいまから表彰式の伝達式を行います。受賞者の名前を事務局長に読み上げさせますので、受賞者は演壇の前にお進みください。

○事務局長（榊崎 文雄君） それでは、氏名を読み上げます。市山繁議員。

○副議長（中田 恭一君） 表彰状、老岐市、市山繁殿、あなたは市議会議員として15年、市政の振興に努められ、その功績は著しいものがありますので、第89回定総会にあたり、本会表彰規程により表彰いたします。平成25年5月22日、全国市議会議長会会長佐藤祐文。どうもおめでとうございます。（拍手）

○事務局長（榊崎 文雄君） 続きまして、瀬戸口和幸議員。

○副議長（中田 恭一君） 表彰状、老岐市、瀬戸口和幸殿、あなたは市議会議員として15年、市政の振興に努められ、その功績は著しいものがありますので、第89回定総会にあたり、本会表彰規程により表彰いたします。平成25年5月22日、全国市議会議長会会長佐藤祐文。どうもおめでとうございます。（拍手）

ここで、私から受賞者のお二人へお祝いの言葉を申し上げます。市山議員、瀬戸口議員におかれましては、全国市議会議長会会長から、長きにわたり地方自治の発展と市政の振興に貢献され

た御功績によりまして、表彰の栄に浴されました。まことにおめでとうございます。心よりお祝いを申し上げます。長きにわたる輝かしい御功績に対しまして、深く敬意を表する次第でございます。

地方分権の進展により、地方公共団体の自己決定、自己責任の範囲がさらに拡大する中で、二元代表制の一躍である議会が担う役割と責任は、これまで以上に重要なものとなってまいります。お二人方におかれましては、このたびの榮譽を機に、この上とも御自愛くださいまして、市政発展のため、より一層の御尽力を賜りますようお願い申し上げます、お祝いの言葉といたします。本日はおめでとうございます。

ここで、お二人方より謝辞を述べたいとの申し出がっておりますので、これを許します。はじめに市山議員。

○議員（20番 市山 繁君） 改めまして、こんにちは。このたびの受賞に当たりまして、一言お礼と御挨拶を申し上げます。

この受賞にあたりましては、先ほど諸般の報告で申し上げましたとおり、去る5月22日に、東京都日比谷公会堂におきまして「全国市議会議長会第89回定期総会」が812市議会議長さん、並びに事務局長の御出席をもとに開催されました。そして、その中で永年勤続表彰がございましたが、一般表彰、永年勤続功労賞として15年以上の部で全国で311名の中から、長崎県壱岐市から私たち二人が表彰に属したわけでございます。そして、先ほど副議長よりその伝達が行われまして、副議長よりお祝いの言葉までいただきまして、まことに光栄に存じておるところでございます。この受賞に対しましては、何と言いましても市民の皆さん方の御支援、そして旧町から現在まで議員の皆さん方、並びに歴代の町長、市長さん方、そして職員の皆さん方の御指導のたまものと深く感謝を申し上げる次第でございます。そして、これからも非常に厳しい情勢の中、壱岐市におきましても、いろいろな諸問題が山積をしております。皆さん方とともに、壱岐市発展のため、そして市民の生活の安定のために頑張っていきたいと思っておりますので、今後ともよろしく願いいたしまして、本日の受賞の御挨拶に変えさせていただきます。本日は、まことにありがとうございました。（拍手）

○副議長（中田 恭一君） 次に、瀬戸口議員。

○議員（17番 瀬戸口和幸君） 一言、御挨拶を申し上げます。

ただいまは、永年勤続表彰ということで、伝達をいただきまして、まことにありがとうございます。永年勤続表彰でございますので、いわば皆勤賞かと思っております。これが、精勤賞ならまだいいんですけど、私なりにだけ精勤賞も含んだ表彰かと思っております。ありがとうございました。これもひとえに、ここにおいで皆さん、それから壱岐市の市民の皆さん、地域の皆さん、家族を含めた関係、皆さんの御支援、御協力のたまものかと思っております。改めて、お

礼と感謝を申し上げたいと思います。今後とも、壱岐市のために尽力していきたくて思っておりますので、これを糧としまして頑張りたいと思います。そういうことで、非常に簡単ではございますが、受賞のお礼とさせていただきますと思います。ありがとうございました。（拍手）

○副議長（中田 恭一君） 以上をもちまして伝達式を終わります。議長と交代いたします。

日程第4. 行政報告

○議長（市山 繁君） 次に日程第4、行政報告を行います。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 行政報告を申し上げます。本日ここに、平成25年壱岐市議会定例会6月会議にあたり前会議以降、今日までの市政の重要事項等及び今回、補正予算に計上した主な内容等について御報告申し上げ、議員皆様の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

さて、平成25年春の褒章、叙勲の発表において、長年、司法書士として御活躍されている高岡昭壽様が黄綬褒章を受章されました。また、教育功勞として元中学校校長福田敏様が、地方自治功勞として、元石田町助役百崎貞明様が、それぞれ瑞宝双光章を受賞され、消防功勞として元石田町消防団長梅田鐵男様が瑞宝単光章を受章されました。

さらに、危険業務従事者叙勲の防衛功勞として、元1等陸尉小島國光様が瑞宝双光章を受賞されました。今日まで築かれた御功績に、深甚なる敬意を表しますとともに、このたびの榮譽を心からお慶び申し上げます。

それでは、前定例会以降、本日までの市政の重要事項等について御報告申し上げます。

まず、全国離島振興協議会総会についてでございますが、去る5月29日、30日の両日、全国離島振興協議会通常総会が本市で開催され、全国139会員のうち壱岐や対馬、五島、小値賀などといった島自体の自治体というのが、合併によりまして大変減っております。33でございますけれども、その中で56の市町村長をはじめ、衆議院議員自由民主党離島特別委員会事務局長宮腰光寛様、参議院議員木庭健太郎様、国土交通省官房審議官渡延忠様、長崎県知事の中村法道様ほか多くの御来賓の御臨席を賜り、合計120名の皆様に御来島いただきました。

本総会では、全国離島の悲願であります離島航路・航空路支援の抜本拡充に関する特別決議等を採択いたしました。離島航路運賃の低廉化によるJR並みの運賃の実現を、今後さらに、そして強力に政府、国会に要望してまいります。

また、本総会において、私は、引き続き全国離島振興協議会会長に就任をいたしました。全国離島の最重要課題は、ただいま申し上げましたとおり離島航路・航空路をはじめとした交通問題の解決であり、距離的・時間的格差はいかんともしがたい面がありますが、交通コスト格差の解決なくして離島振興は語ることはできないものであります。離島航路運賃のJR並み運賃の実現、

低廉化の実現が離島振興の根幹として、大きく寄与するものであり、今後も最大かつ喫緊の課題として全力で取り組んでまいります。

また、離島甲子園と称される国土交通大臣杯全国離島交流中学生野球大会が、本年8月19日から22日にかけて壱岐市で開催されます。全国から本市を含め22チーム約440人の参加を予定しており、本大会の開催によりまして、全国離島の子供たちの交流が深まるとともに、壱岐市のPR及び交流人口の拡大につながることを期待いたしております。

次に、壱岐市庁舎建設検討委員会についてでございます。

去る5月27日、壱岐市庁舎建設検討委員会を立ち上げました。合併特例債の対象期間が5年間延長されたことを踏まえ、市民サービスの向上、事務の効率化、庁舎維持管理経費の削減、施設の老朽化、原子力防災対応など、新庁舎建設について検討する時期がきていると考え、本委員会を立ち上げたところであります。

学識経験者、各団体等の代表者等、公募委員、あわせて計17名の委員を選任し、ながさき地域政策研究所研究所長菊森淳文委員を会長に、新庁舎の基本構想案として、新庁舎整備の基本理念、新庁舎の機能及び規模、新庁舎の建設場所、現庁舎の活用等について諮問し、平成26年3月までに答申をいただくこととしております。

次に、交流人口の拡大についてでございますけれども、まず観光振興についてでございます。

平成24年の観光客延べ数、これは、平成24年観光統計によりまして、55万2,395人、対前年比100.9%でありました。また、開館から4年目を迎えた一支国博物館は、本年5月末日現在における来館者数が36万8,263人となっており、市民皆様をはじめ、多くの皆様に御来館いただいております。

本年3月29日に、県の「がんばらんば長崎」地域支援事業において、壱岐市観光連盟の「壱岐島ごっとり市場プロジェクト」が採択されました。これは、平成25年度から26年度までの2カ年事業で、壱岐の強み、食、歴史、文化、自然でございますけれども、を生かしたこだわりのコンテンツづくり、島民総力によるお客様目線に立った受入体制の構築、壱岐島の魅力をトータルに売り込む誘致戦略などの事業を展開するものであり、今回、所要の予算を計上しておりますので、御審議賜りますようお願いいたします。

また、本年4月から販売が開始された、「しま共通地域通貨」、通称「しまとく通貨」につきましては、現時点の集計で関係市町全体で約2万セットを販売し、壱岐島内では、約3,500セット、換金請求額が1,993万4,000円となっております。今後、さらに、しまとく通貨の販売及び利用促進を図るため、大都市圏を中心に情報発信に努めてまいります。

去る5月23日から25日までの3日間、福岡市博多駅の博多ロイメント広場において、観光物産展を開催いたしました。これは、博多駅リニューアル後2回目の試みであり、夏・秋に向け

た誘客施策として実施したもので、当日は多くの来訪者でにぎわい、今後の観光客誘致への効果を大いに期待するものであります。

インバウンドいわゆる外国人誘客については、県において5月1日に10年ぶりに韓国のソウル事務所が開設され、5月13日に行われた記念式典に出席いたしました。同時に、石田町文化協会と交流のある財団法人伝統公演芸術振興財団の理事長や釜山広域市議会議員と、韓国との友好や交流について意見交換を行ってきたところであります。今後、韓国からの誘客も視野に入れ、取り組みを進めてまいります。

壱岐市観光振興計画に基づき、本市の貴重な歴史的資産と豊かな自然景観等を生かした観光振興を基本に、観光、物産をはじめ、あらゆる面において情報発信強化に努め、さらなる交流人口の拡大と壱岐市の活性化につなげてまいります。

イベントでございますけれども、壱岐サイクルフェスティバル2013については、来る6月9日に開催されますが、今回は、島内外から過去最多となる737人の選手がエントリーされ、関係者を含め約1,200人が来島される予定となっております。当日は、一部交通規制等を行いますので、市民の皆様には大変、御迷惑をおかけいたしますが、御理解、御協力を賜りますようお願いいたします。

次に、地域おこし協力隊について申し上げます。

地域おこし協力隊につきましては、人口の減少や高齢化の著しい進展に対応するため、都市部の人材を積極的に活用し、地域の活性化に必要な施策を推進するとともに、当該地域への定住定着を促進することを目的に、総務省の地域おこし協力隊制度を活用して、本年度から事業を展開いたしております。

地域資源を生かした特定の重点分野に業務を絞り込み、4つの業務に4人の隊員を募集いたしましたところ、観光振興情報発信に5人、物産振興商品開発に1人、海女さん後継者に1人、古代米ブランド化支援に4人の合計11人の応募がありました。海女さん後継者については、面接の結果、陸前高田市出身の合口香菜さんを5月12日付で隊員に委嘱しております。全国的に珍しい海女さん後継者の募集ということで、マスコミ等大きな反響を呼び、壱岐市のPRに大きく貢献いただいております。他の3業務についても、近日中に委嘱することとしております。

次に、産業の振興について申し上げます。

まず、農業の振興でございますけれども、肉用牛につきましては、本年4月の子牛市において、子牛取引価格が全国3番目の好成績を記録しております。また、6月1日、2日に開催された子牛市では、平均価格が4月市と比較し、1頭当たり1万5,000円安の48万4,000円となっておりますが、全国的には高い水準を保っております。

一方、成牛については、今回の市において、248頭が入場するなど、繁殖農家の減少が危惧

されるところであり、今後、抜本的な増頭対策等を推進しなければならないと考えております。

水稻につきましては、平成24年産の米の収量が県下1位を記録するなど、好調に推移しております。また、昨年から本格作付をしております「つや姫」については、245名、160ヘクタールの作付となり、去年よりも73ヘクタールの増となっております。

このような中、JA壱岐市においては、老朽化しているライスセンターの再編整備を行い、新共乾ライスセンターに集約する計画がなされております。このため新共乾ライスセンター内の乾燥調整施設の整備等により、米の荷受け体制の強化と高温耐性品種の拡大による高品質化、地域ブランド米の推進による安定した米価の確保・販路拡大・集落営農の収益確保及び壱岐焼酎用加工用米の供給体制を図るものであり、今回、所要の予算を計上しておりますので、御審議賜りますようお願いいたします。今後も、農業者皆様そして関係機関と連携を図り、農業振興に努めてまいります。

水産業の振興でございますけれども、平成24年度の市全体の漁獲高及び漁獲量を、その前年と比較いたしますと、漁獲高が15.98%減の約38億3,400万円、漁獲量が27.15%減の4,976トンとなっており、漁家及び漁協経営等に大きな影響を与えており、その対策が急務となっております。

特に、燃油対策については、喫緊の課題であり、国の制度の創設と合わせ対応したいと考えております。本日、政府のほうで燃油対策の発表がございました。意欲ある担い手の育成支援事業として、全国初の取り組みである認定漁業者制度については、現在131名の漁業者を認定し、漁業後継者制度につきましては、これまで9名が本制度を利用され、現在6名が研修を受けております。本制度は、より効率的・計画的な漁業経営の創出と、計画的な漁業後継者の育成を図るものであり、今後も積極的な活用を期待しております。

また、今回、水産業振興総合対策事業等所要の予算を計上いたしておりますが、今後も、各漁協をはじめ関係機関、団体と連携を図り、非常に厳しい状況にある水産業の振興に取り組んでまいります。

次に、市税等の収入状況について申し上げます。

平成24年度の市税の収入状況は、現年度分調定額21億9,891万円に対し、収入額は21億6,139万円で、収納率は98.29%、前年度対比プラス0.23%であります。

滞納繰越分の調定額は、3億1,488万円に対し、収入額3,174万円で、収納率は10.08%、前年度対比プラス1.51%であります。

国民健康保険税は、現年度調定額9億2,390万円に対し、収入額8億7,464万円で、収納率は94.67%、前年度対比マイナス0.11%であります。

滞納繰越分調定額3億4,411万円に対し、収入額3,451万円で、収納率は10.03%、

前年度対比プラス0.54%であります。

以上が平成24年度市税の決算収入額であります。

県内の景気の動向は、経済対策の効果などを背景に回復に向かっているといわれております。しかしながら、本市におきましては、基幹産業である第一次産業の低迷、雇用の確保等、今なお厳しい状況にあります。このような状況の中、市民皆様、自治公民館長皆様の納税活動についての御理解と特段の御協力を賜りました中で、現年度分市税及び滞納繰越分市税・国民健康保険税については、前年度収納率を上回ることができましたが、現年度国民健康保険税については、わずかに前年度収納率を下回る結果となりました。

市税及び国民健康保険税の滞納繰越分につきましては、今後も県税務職員との連携を図りながら、差し押さえ等の滞納処分を強力に進め、貴重な自主財源であります市税の確保と公平・公正な税務行政の実現に向けてより一層の努力をいたす所存であります。引き続き、市民皆様の御理解、御協力を賜りますようお願いいたします。

次に、介護保険施設等の整備について申し上げます。

第5期介護保険事業計画に基づき、認知症対応型共同生活介護施設、いわゆるグループホームでございますが、1ユニットと介護老人福祉施設、特別養護老人ホーム60床の整備計画を進めておりましたが、グループホームにつきましては、選定事業所である有限会社弦観光の「壱岐の郷」が本年4月1日からサービスを開始し、現在7名の方が入所されております。

特別養護老人ホームにつきましては、4月1日に社会福祉法人博愛会が整備予定事業者として決定され、現在、平成26年度中のサービス開始を目指し、社会福祉法人の登記申請、建物実施設計等各種申請の途中であります。建設用地につきましては、分筆登記等終了後、今議会に財産の無償譲渡の追加議案を提出予定でありますので、御審議賜りますようお願いいたします。

次に、予防接種事業について申し上げます。

現在、首都圏、近畿地方を中心に、風疹が流行しており、今後さらに拡大するおそれがあります。風疹の流行拡大と妊娠中に風疹に感染すると胎児に悪影響を及ぼし、先天性心疾患や難聴などの障害を引き起こすことがある先天性風疹症候群の発生を防止するために、妊娠を希望、または予定している23歳以上の女性及び妊娠中の女性の配偶者を対象として、風疹予防接種費用の一部として、3,000円を助成することとし、壱岐医師会の御協力を得て、6月1日から10月31日までの間、実施することといたしております。これは、集中的に、この期間にするということでございます。

次に、建設について申し上げます。

安全・安心な住環境づくり支援事業についてでございますが、市民皆様の生活、住環境の向上と地域経済の活性化を図るため、本年度から住宅リフォーム支援事業を進めておりますが、5月

未現在で91件、予算の執行状況は約70%となっており、多くの皆様が活用されております。また、県単独事業の住宅性能向上リフォーム支援事業が新設されましたので、壱岐市住宅性能向上リフォーム事業として、今回、所要の予算を計上しておりますので、御審議賜りますようお願いいたします。

次に、壱岐市公営住宅等長寿命化計画について申し上げます。

壱岐市公営住宅等長寿命化計画は、住生活基本計画に定める公営住宅の役割を果たすために、これまでの対症療法型の維持管理から、予防保全型の維持管理への転換を図り、公営住宅の長寿命化によるコスト縮減を図ることを目的として策定するものです。本計画に沿って、建てかえ、改善、修繕、用途廃止等の適切な手法の選択のもと、予防保全的な維持管理、長寿命化によるライフサイクルコストの縮減を進めてまいりますので、御審議賜りますようお願いいたします。

次に、教育について申し上げます。

まず、学校教育についてでございますが、統合された中学校にそろって、入学した生徒皆さんが3年生となりまして、それぞれの中学校の特色が感じられるようになりました。さきに開催された球技・剣道の中体連も好試合の連続で、4校体制のよさが十分に発揮され、生徒は充実した学校生活を送っていると捉えております。今後も、小学校、中学校の教育活動の充実に努めてまいります。

学校施設の耐震化につきましては、耐震補強工事計画に基づいて、年次的に実施しております。平成25年度に予定していた芦辺小学校と芦辺中学校については、補強工事ではなく、改築の方向で対応することにいたしております。

このような耐震対策の変更を踏まえ、教育環境の整備を早急に図るため、壱岐市小学校統廃合に関する検討委員会を設置し、壱岐市の小学校のあり方を含めた協議を進めてまいります。また、芦辺中学校についても、中学校校舎建設検討委員会を設置し、統廃合の経緯等を踏まえて協議を進めてまいります。

次に、社会教育についてでございますけれども、昭和41年に竣工した勝本地区公民館につきましては、生涯学習、文化活動をはじめ公民館活動の拠点として利用されていますが、築47年が経過し、老朽化が著しいため、これまで国の補助事業の活用等を含め、施設整備について検討してまいりましたが、本年度から2カ年事業として起債を活用し整備することといたしております。本年度は、実施設計及び現施設の解体を予定しており、今回、所要の予算を計上しておりますので、御審議賜りますようお願いいたします。

次に、長崎がんばらんば国体2014について申し上げます。

国体を想定したリハーサル大会の開催が8月に迫り、鋭意準備を進めております。

8月3、4両日には、大谷公園ソフトボール専用球場とグラウンド及びふれあい広場で第

61回西日本男子ソフトボール選手権長崎県大会が開催され、県内各地の代表16チームが出場いたします。また、8月25日には、壱岐市の国体特設周回コースで第48回全国都道府県対抗自転車競技大会ロードレース（男子6周、女子4周でございますけれども）が開催されます。6月9日開催の壱岐サイクルフェスティバル終了後から、コース上にのぼり旗の設置や交通規制のお知らせ等PRを行ってまいります。

両大会を間近に控え、本市においても、大会会場の運営をスムーズに行うため、去る5月1日に長崎がんばらんば国体リハーサル大会壱岐市実施本部を設置いたしました。今後も、競技団体、関係機関等と連携を深め、万全の準備を進めてまいります。

自転車競技大会ロードレースにつきましては、全国大会であり、長時間の交通規制となりますので、市民皆様には大変御迷惑をおかけすることになり、壱岐市消防団、各自治公民館、交通指導員の皆様には安全な競技運営のため、立哨をお願いいたしております。本大会の成功に向け、皆様方のさらなる御理解、御協力をお願いいたします。

また現在、サルビアなど国体推奨花で島を彩る花いっぱい運動のボランティアや会場での運営ボランティアを募集しております。今後とも、国体の成功に向けて、全力で取り組んでまいりますので、関係団体をはじめ、市民の皆様の御理解、御協力をお願いいたします。

次に、病院事業について申し上げます。

壱岐市民病院につきましては、本年4月から、かたばる病院との機能統合を行うとともに、向原総病院長に就任いただき、一般病床と療養病床をあわせ持つ、救急・急性期から慢性期まで総合的な医療サービスを提供する病院として、スタートしたところであります。

長崎県病院企業団への加入に向けた課題解決に、引き続き取り組んでいるところでありますが、最大の懸案でありました医師の確保について、本年4月から内科医4名、外科医1名、整形外科医1名の増員をし、現在、常勤医師14名体制となり、診療体制の充実が図られたところであります。特に、地域医療体制の充実には、市内民間病院との連携が重要であり、可能な限り市内で完結できる医療体制の構築を目的として、本年4月から市民病院内に地域医療連携室を設置したところであります。

また、看護体制の充実、強化を図るため、6月1日に米城和美看護部長を特定任期付職員として、新たに採用いたしました。米城看護部長は、国立病院機構熊本再春荘病院看護部長などを歴任され、その豊富な看護現場の経験は、壱岐市民病院の看護機能の充実に大きく生かしていただけるものと考えております。

患者数の動向につきましては、診療体制の充実に伴い、徐々に増加している状況にあります。また、5月からは、長崎医療センターの協力により、月1回、第4金曜日に脳神経外科外来を開設しており、壱岐地域の医療向上につながるものと考えております。

今後とも、長崎県病院企業団加入に向け、経営健全化の推進を図るとともに、市民皆様に信頼される病院、さらには市民皆様が安心して暮らせる地域医療提供体制の充実を目指してまいります。

次に、防災・消防・救急でございます。

去る5月19日、新郷ノ浦港埋立地において、47機関・団体、約1,000人の御参加をいただき、平成25年度第54回長崎県総合防災訓練を開催いたしました。

今回の訓練は、本市を中心とした局地的な豪雨、さらには平成17年3月に発生した福岡県西方沖地震を教訓に、壱岐・対馬近海を震源とするマグニチュード7.0の地震の発生による家屋の倒壊、地すべり、火災等からの被災者の救助等を想定し、自衛隊、警察、消防など防災関係機関が連携を図りながら、それぞれの活動を実施いたしました。悪天候のため、ヘリコプター等上空からの訓練が一部中止となりましたが、それぞれが緊張感あふれる実践さながらの訓練となりました。今後、さらに各機関・団体が連携強化を図りながら、この訓練成果を今後の災害対応に生かしてまいります。

これから、梅雨も本格的な時期に入ります。市といたしましては、今後も関係機関と十分連携を図り、災害対策に万全を期してまいります。市民皆様におかれましても、日ごろの備え、避難場所の確認等いま一度、防災対策の確認をお願いいたします。

また、壱岐市の原子力災害対策につきましては、本年3月に壱岐市地域防災計画、原子力災害対策編を策定したところでありますが、壱岐市全域いわゆる全島避難については、事前に国や県並びに福岡県、佐賀県等周辺市町村と連携し、広域避難計画を策定するとしておりました。本市といたしましては、かねてから全島避難について強く要望していたところ、去る5月20日に佐賀県、福岡県、長崎県の危機管理の総括者を構成員とする広域的な原子力災害に関するワーキンググループの第1回目の会合が長崎市で開かれ、福岡県への受け入れについて了承をいただいていたところであります。今後、長崎県と細かな調整・協議を図りながら、広域避難計画の策定に向けて準備を進めてまいります。

消防・救急につきましては、去る5月28日に、壱岐市消防本部庁舎建設工事、消防救急デジタル無線システム整備工事、消防指令台整備工事の入札を行いました。契約締結についての議案を今回、提出しておりますので、御審議賜りますようお願いいたします。

また、これから気温の上昇とともに、熱中症による救急搬送の増加が危惧されますので、ケーブルテレビ等を通じて予防対策について周知徹底を図ってまいります。市民皆様には、自己管理等十分注意していただきますようお願いいたします。

次に、議案関係について御説明いたします。

補正予算についてでございますが、本議会に提出いたしております平成25年度補正予算の概

要といたしましては、一般会計補正額12億5,863万8,000円、簡易水道事業特別会計補正額170万7,000円となり、本定例会に提出いたしました補正額の合計は、12億6,034万5,000円となります。なお、現計予算と合算した本年度の一般会計予算は、220億7,763万8,000円で、特別会計につきましては、103億3,617万円となります。一般会計については、地域経済の活性化と雇用の創出を図るため、国の日本経済再生に向けた緊急経済対策と合わせ、地域の元気臨時交付金が創設され、5月末に第1次分として、2億238万4,000円の内示がありました。

今後、国の平成24年度補正予算繰越分として、強い農業づくり交付金事業等の追加内示もある予定で、交付限度額の合計を4億2,280万円と見込み、さきに説明いたしましたJA壱岐市ライスセンター整備事業など実施することといたしております。あわせて市の単独事業として、市道・農道等維持補修事業や湯ノ山公園整備事業など地域経済の活性化と雇用の創出を図るため、所要の予算を計上しておりますので、御審議賜りますようお願いいたします。

本日提出いたしました案件の概要は、条例の制定及び一部改正に係る案件が専決処分を含め8件、平成25年度予算案件2件、平成24年度予算の専決処分に係る報告案件4件、損害賠償額の決定に関する専決処分の報告5件、繰越明許費繰越計算書の報告案件3件、壱岐市公営住宅等長寿命化計画の作成1件、新たに生じた土地の確認等の案件1件、工事請負契約の締結案件3件でございます。案件の詳細については、担当部長、課長等から説明をさせていただきますので何とぞ御了承願います。何とぞ十分な御審議をいただき、適正なる御判断を賜りますようお願い申し上げます。

以上をもちまして、前会議以降の市政の重要事項について、また政策等について申し述べましたが、さまざまな行政課題また緊急に対応しなければならない問題等に対し、今後も誠心誠意、全力で取り組んでまいり所存でありますので、議員各位並びに市民皆様の御理解と御支援を賜りますようお願い申し上げます、行政報告といたします。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（市山 繁君） これで、行政報告を終わります。

日程第5. 議会検討特別委員会調査報告

○議長（市山 繁君） 次に、日程第5、議会検討特別委員会調査報告についてを議題といたします。中田恭一議会検討特別委員会委員長。

〔議会検討特別委員長（中田 恭一君） 登壇〕

○議会検討特別委員長（中田 恭一君） 委員会の調査報告を申し上げます。議会検討特別委員会委員長中田恭一。委員会調査報告書。本委員会に付託された調査事件について、調査の結果を次

のとおり会議規則第110条の規定により報告をします。

平成24年老岐市議会定例会12月会議において、本委員会が設置され、次期改選後の常任委員会運営の改善について調査研究することとし、協議を重ねました。

1、常任委員会運営の改善について、①常任委員会の数及び名称、②常任委員会の委員定数、③常任委員会の所管。以上の項目についての、調査協議が終了しましたので、次のとおり報告をいたします。

調査協議の結果、県内各市及び類似市の委員会条例を参考にしながら、現在の3委員会の場合と2委員会とした場合の所管、名称、開催方法、委員会ごとのバランス等も考慮し、幅広い観点から検討をいたしました。その結果、次期改選時から常任委員会を2委員会とし、次のとおり再編を予定することにいたしております。

委員会の再編案としまして、総務文教厚生常任委員会を8名で、総務課、財政課、管財課、市民福祉課、こども家庭課、保護課、税務課、健康保健課、老岐市民病院、消防本部、教育委員会、会計課、選挙管理委員会及び監査委員の所管に属する事務。

2つ目が、産業建設常任委員会8名、政策企画課、観光商工課、環境衛生課、農林課、水産課、建設課、上下水道課及び農業委員会の所管に属する事務。

以上を最終報告としますが、今後は議会運営委員会において検討されるよう望むものであります。

以上、報告を終わります。

○議長（市山 繁君） これから、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

〔議会検討特別委員長（中田 恭一君） 降壇〕

○議長（市山 繁君） 以上で、議会検討特別委員会の調査報告を終わります。

ここで、暫時休憩をいたします。再開を14時20分といたします。

午後2時08分休憩

.....

午後2時20分再開

○議長（市山 繁君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第6. 議案第62号～日程第8. 議案第64号

○議長（市山 繁君） 次に、日程第6、議案第62号老岐市消防本部・老岐消防署新築工事（建築工事）請負契約の締結についてから、日程第8、議案第64号老岐市消防指令台整備工事

請負契約の締結についてまでの3件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 本日上程の議案及び報告につきましては、担当部長及び課長に説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（市山 繁君） 小川消防長。

〔消防長（小川 聖治君） 登壇〕

○消防長（小川 聖治君） 議案第62号壱岐市消防本部・壱岐消防署新築工事（建築工事）請負契約の締結について御説明申し上げます。

壱岐市消防本部・壱岐消防署新築工事（建築工事）請負契約を下記のとおり締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。本日の提出でございます。

記といたしまして、1、契約の目的、壱岐市消防本部・壱岐消防署新築工事（建築工事）。2、契約の方法、指名競争入札。3、契約金額、2億8,980万円、4、契約の相手方、壱岐市芦辺町芦辺浦692、株式会社吉川建設、代表取締役吉川あやの。

提案理由、壱岐市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を経る必要があるためでございます。

次のページをお開きください。説明資料といたしまして、1、工事場所、壱岐市芦辺町中野郷西触。2、工事内容、1）、建物本体、鉄筋コンクリート造2階建て。1階634.81平方メートル、2階844.91平方メートル、計1,479.72平方メートル。2）、ゴミステーション建設及び消防倉庫解体。3、工期、契約発効の日から平成26年3月24日まででございます。4、入札状況につきましては、記載のとおりでございます。

次のページから建築位置図（配置図）。図面で右側のほうが、消防署の前の県道でございます。次に、1階平面図、2階平面図を添付しております。配置図に戻っていただきまして、庁舎の跡地の駐車場等整備図を今、入れておりますが、これは庁舎ができました後、次年度、現庁舎の解体と同時に行う予定でございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

続きまして、議案第63号消防救急デジタル無線システム整備工事請負契約の締結について、御説明申し上げます。

消防救急デジタル無線システム整備工事請負契約を下記のとおり締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。本日の提出でござい

ます。

記といたしまして、1、契約の目的、消防救急デジタル無線システム整備工事。2、契約の方法、指名競争入札。3、契約金額、4億498万5,000円、4、契約の相手方、福岡市博多区店屋町1-31、日本無線株式会社九州支社、支社長福山善文。

提案理由、壱岐市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を経る必要があるためでございます。

次のページをお開きください。説明資料としまして、1、工事場所、壱岐市芦辺町中野郷西触。2、工事内容、消防無線は、消防救急活動の高度化及び電波の有効利用の観点から、現在使用しているアナログ方式の150メガヘルツ帯周波数の使用期限である平成28年5月31日までに、260メガヘルツ帯におけるデジタル方式に移行することとされたため、消防救急デジタル無線システムとして整備をするものです。3、工期、契約発効の日から平成26年3月24日まででございます。4、入札状況につきましては、記載のとおりでございます。

続きまして、次のページをお開きください。壱岐市消防本部・消防救急デジタル無線設備構成図を添付いたしております。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

次に、議案第64号壱岐市消防指令台整備工事請負契約の締結について御説明申し上げます。

壱岐市消防指令台整備工事請負契約を下記のとおり締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。本日の提出でございます。

記といたしまして、1、契約の目的、壱岐市消防指令台整備工事。2、契約の方法、指名競争入札。3、契約金額、1億4,700万円、4、契約の相手方、福岡市博多区御供所町1-1、NECネットエスアイ株式会社九州支店、支店長安藤勝則。

提案理由、壱岐市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を経る必要があるためでございます。

次のページをお開きください。説明資料といたしまして、1、工事場所、壱岐市芦辺町中野郷西触。2、工事内容、119番受付、発信地表示システムにより通報者等の場所の特定、表示、各署所への出動指令を行うことができるシステム機器の整備等の工事を行う。3、工期、契約発効の日から平成26年3月24日まででございます。4、入札状況につきましては、記載のとおりでございます。

続きまして、次のページをお開きください。消防指令台のシステム系統図を添付しております。

以上で、説明を終わらせていただきます。どうかよろしくお願いたします。

〔消防長（小川 聖治君） 降壇〕

○議長（市山 繁君） これから、質疑を行います。質疑ありませんか。音嶋議員。

○議員（3番 音嶋 正吾君） 議案第63号、64号についてお尋ねをいたします。62号については、質問はいたしません。毎度のことですが、島内の業者を特定建設企業共同体として参入をし、育てていくべきではないかと常日ごろから申し上げております。約7億円の工事のうち、半分以上が島外の業者が持っていくという形が島内にお金をとどめる。交付税、補助金をもらって島内を潤わせるという観点で、常日ごろから申しておりますが、どうも私はこの発注形態は好ましくないというふうに考えておりますが、当局の見解を求めます。

○議長（市山 繁君） 小川消防長。

○消防長（小川 聖治君） 音嶋議員の御質問にお答えいたします。

本システムは特殊ということで、島内でできる分につきましては、私どもも趣旨検討いたしました。特殊なため今回は製造業者等をお願いをしたということでございます。島内でできる分につきましては、今後ともやっていただきたいというふうに考えております。

○議長（市山 繁君） 音嶋議員。

○議員（3番 音嶋 正吾君） 大筋ではわかりましたが、島内の業者で協力できるものに関しては、発注者として、やはり協力を要請して島内に金にとどまるシステムというのをさらに充実させていただきたいと考えております。これは、あくまでも指名委員会の権限でありますので、私たちの範囲を越えますが、これは単独指名でいくということは、指名委員会で決定をしたわけです。JVとかそういう話は毛頭なかったということで理解していいですか。

○議長（市山 繁君） 小川消防長。

○消防長（小川 聖治君） 音嶋議員の御質問にお答えいたします。

JV等は、考えておりませんでした。

○議長（市山 繁君） 音嶋議員。

○議員（3番 音嶋 正吾君） 前段の質問が返ってきておりませんので、再度、質問いたします。島内の業者に、例えば、通信関係の業者、電気関係の業者に協力できるものであれば、協力をさせていただくということを入札、いわゆる本契約のときに伝える意思があるか、ないかをお尋ねをいたします。

○議長（市山 繁君） 中原副市長。

○副市長（中原 康壽君） ただいまの質問にお答えをいたしたいと思っております。

先ほど、消防長が申しましたように特殊な事業でございます。先ほど、契約のときにそういったことはできないかということは、島内できるものは島内で下請をしていただくように申し添えて、契約をいたしたいとそのように思っております。

○議長（市山 繁君） 牧永議員。

○議員（18番 牧永 護君） 入札辞退というのが多いわけでございますけど、指名願いが出

て、辞退なのか。こちらが、ただ指名して入札にこないかという案内だったのか。5社をするために、たまたま名前が上がったのか。あまりにも辞退が多いと思うんです。入札自体に。その点についてお伺いしたいと思います。

○議長（市山 繁君） 小川消防長。

○消防長（小川 聖治君） 牧永議員の御質問にお答えいたします。

指名願いが出た業者でございます。

○議長（市山 繁君） 牧永議員。

○議員（18番 牧永 護君） 指名願いが出て、辞退というのは、今後の入札の指名にも十分考慮しなければ、何のために指名願いを出して入札をしたのか。こういう大きい金額が出て、2社だけしか入札参加しなかったというのは、非常に問題だと思いますので、今後の考えについて市長のお考えを聞きたいと思います。

○議長（市山 繁君） 白川市長。

○市長（白川 博一君） 牧永議員の御質問でございます。

私も、同感でございます。指名願いというのは、指名してくださいよということを出しておるわけでございます。実は、この案件とは別に契約をしなかったというような、入札をしておりながら契約をしなかったというような事例もございました。そういったときに、正直申し上げて、規定から言えば、3カ月の指名停止です。しかし、1年に1回しかしない指名を3カ月とか、そのことはないわけでございます。実情に合った形での対処をいたしたいと思っております。

○議長（市山 繁君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

お諮りいたします。議案第62号から議案第64号については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市山 繁君） 異議なしと認めます。よって、議案第62号から議案第64号までについては、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから、議案第62号について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第62号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、議案第62号壱岐市消防本部・壱岐消防署新築工事（建築工事）請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第63号について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第63号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、議案第63号消防救急デジタル無線システム整備工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第64号について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第64号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、議案第64号壱岐市消防指令台整備工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

日程第9. 報告第2号～日程第32. 議案第61号

○議長（市山 繁君） 次に、日程第9、報告第2号損害賠償の額の決定に関する専決処分 of 報告についてから、日程第32、議案第61号平成25年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）についてまでの24件を議題といたします。

ただいま上程いたしました議案について提案理由の説明を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） ただいま上程いたしました議案につきましては、担当部長に説明させます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（市山 繁君） 原田建設部長。

〔建設部長（原田憲一郎君） 登壇〕

○建設部長（原田憲一郎君） 報告第2号から報告第6号まで一括して御説明いたします。

報告第2号から報告第5号は、平成25年3月22日午前6時30分ごろ、郷ノ浦町片原触の

市営三本松団地におきまして、電気引込開閉器箱内のブレーカーが正常に作動しなかったため、過電流となって家電製品を焼損させたことによります。この4件の被害を受けた家電製品は、炊飯器、電子レンジ、冷蔵庫などの生活必需品でございました。それぞれの世帯で焼損した家電製品は、異なっておりまして示談書はそれぞれの世帯と交わしましたので、損害賠償の額の決定に関する専決処分につきましては、1件ごとに行わせていただきました。

報告第2号損害賠償の額の決定に関する専決処分の報告について、地方自治法第180条第1項及び壱岐市議会基本条例第11条第1項第1号の規定により、専決処分したので、地方自治法第180条第2項及び壱岐市議会基本条例第11条第2項の規定により報告するものです。本日の提出でございます。

次のページをお願いします。専決第10号、専決処分書、損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第180条第1項及び壱岐市議会基本条例第11条第1項第1号の規定に基づき、次のとおり専決処分する。平成25年5月1日専決。

1、損害賠償の相手方、壱岐市郷ノ浦町個人。2、損害賠償額、2万9,530円。3、損害賠償の理由については、冒頭の説明に変えさせていただきます。

続きまして、報告第3号損害賠償の額の決定に関する専決処分の報告について、専決処分並びに報告に関する規定については同様でございます。本日の提出でございます。

専決第11号、専決処分書、専決処分の規定内容についても同様でございます。平成25年5月1日専決。

1、損害賠償の相手方、壱岐市郷ノ浦町個人。2、損害賠償額、34万5,835円。3、損害賠償の理由については、同様でございます。

報告第4号損害賠償の額の決定に関する専決処分の報告について、専決処分並びに報告に関する規定については同様でございます。本日の提出でございます。

専決第12号、専決処分書、専決処分の規定内容についても同様でございます。平成25年5月1日専決。

1、損害賠償の相手方、壱岐市郷ノ浦町個人。2、損害賠償額、31万7,700円。3、損害賠償の理由については、同様でございます。

報告第5号損害賠償の額の決定に関する専決処分の報告について、専決処分並びに報告に関する規定については同様でございます。本日の提出でございます。

専決第13号、専決処分書、専決処分の規定内容についても同様でございます。平成25年5月1日専決。

1、損害賠償の相手方、壱岐市郷ノ浦町個人。2、損害賠償額、13万620円。3、損害賠償の理由については、同様でございます。

この団地の事故原因でありますブレーカーにつきましては、速やかに修繕を行いました。その他の全ての市営住宅につきましても、点検を行いまして、改修が必要な団地などにつきましても、引込開閉器盤改修として、このたびの補正予算に所要額を計上しておりますので、よろしく御審議を賜りますようお願いいたします。今後とも、定期的な点検に努めてまいります。

続きまして、報告第6号損害賠償の額の決定に関する専決処分の報告について、専決処分並びに報告に関する規定については同様でございます。本日の提出です。

専決第14号、専決処分書、専決処分の規定内容についても同様でございます。平成25年5月23日専決。

1、損害賠償の相手方、壱岐市勝本町個人。2、損害賠償額、3万503円。損害賠償の理由、平成25年4月6日午前8時ごろ、壱岐市勝本町立石南触の市道伊志呂線におきまして、個人所有の車両でアスファルト舗装が剥がれた箇所を通過した際、段差によりアルミホイールを破損したことに由来します。舗装の補修については、速やかに実施しております。

以上でございます。

〔建設部長（原田憲一郎君） 降壇〕

○議長（市山 繁君） 川原市民部長。

〔市民部長（川原 裕喜君） 登壇〕

○市民部長（川原 裕喜君） それでは、報告第7号から10号まで一括して御説明をさせていただきます。

報告第7号について御説明をいたします。

壱岐市税条例の一部改正に係る専決処分の報告について、地方自治法第180条第1項及び壱岐市議会基本条例第11条第1項第5号の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項及び壱岐市議会基本条例第11条第2項の規定により報告するものでございます。本日の提出でございます。

次のページをお開き願います。専決第6号、専決処分書、地方税法等の一部改正に伴い、地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり壱岐市税条例の一部改正について専決処分でございます。専決処分の理由は、地方税法の一部を改正する法律が、平成25年3月30日に公布され、一部規定を除き、4月1日から施行され、独立行政法人森林総合研究所が継承していた旧緑資源機構関係事業、具体的には特定中山間保全整備事業及び農用地総合整備事業に係る土地改良事業、これらについて、固定資産税及び特別土地保有税の納税義務者のみなし規定から除外されることになりました。また、耐震、改修など行った住宅に係る固定資産税の減額措置の対象となる工事費要件が30万円以上から50万円超えに改められました。これに伴い、壱岐市税条例について、平成25年4月1日から施行する必要があることから、平成25年3月31日、

専決処分により改正するものでございます。

次のページをお開き願います。壱岐市税条例の一部改正する条例、壱岐市税条例の一部を次のように改正いたします。内容につきましては、記載のとおりでございます。

説明資料といたしまして、資料1の1ページから3ページに、新旧対照表を配付しておりますので、この資料に基づき御説明をさせていただきます。

それでは、資料1ページをお開きください。壱岐市税条例の一部改正する条例の新旧対照表でございますけれども、左側が現行で右側が改正案でございます。改正点は、固定資産税及び特別土地保有税に係る納税義務者のみなし規定から、独立行政法人森林総合研究所が実施する事業を除外いたしました。そのことによって、第54条第5項中「(独立行政法人森林総合研究所が独立行政法人森林総合研究所法附則第9条第1項又は第11条第1項の規定により行う旧独立行政法人緑資源機構法第11条第1項第7号イの事業又は旧農用地整備公団法第19条第1項第1号イの事業を含む)」を削るものでございます。

次に、資料1の2ページから3ページですけれども、131条第4項中同じく「(独立行政法人森林総合研究所が独立行政法人森林総合研究所法附則第9条第1項の規定により行う旧独立行政法人緑資源機構法第11条第1項第7号イの事業を含む)」を削るものでございます。

次に、附則といたしまして、施行期日につきましては、第1条、この条例は平成25年4月1日から施行するものでございます。次に、固定資産税に関する経過措置につきましては、平成25年4月1日前に耐震改修等工事契約を締結し、かつ改修工事費が30万円以上50万円以下の場合に耐震改修の契約をした日を証する書類の追加を必要とする経過措置を定めました。

以上で、説明を終わります。御審議のほど、よろしく願いをいたします。

続きまして、報告第8号について御説明をいたします。壱岐市国民健康保険税条例の一部改正に係る専決処分の報告について、地方自治法第180条第1項及び壱岐市議会基本条例第11条第1項第5号の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項及び壱岐市議会基本条例第11条第2項の規定により報告するものであります。本日の提出でございます。

次のページをお開き願います。専決第7号、専決処分書、地方税法等の一部改正に伴い、地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり壱岐市国民健康保険税条例の一部改正についての専決処分でございます。専決処分の理由は、地方税法の一部を改正する法律が、平成25年3月30日に公布され、一部規定を除き、4月1日から施行されました。平成20年度の後期高齢者医療制度の創設に伴い、これまで特例の軽減措置が実施されてきましたが、いずれも5年間の特例措置であり、平成25年度から負担増となる世帯が見込まれることから、激変緩和のために軽減措置が見直されることになりました。これに伴い、壱岐市国民健康保険税条例につ

いて、平成25年4月1日から施行する必要があることから、平成25年3月31日専決処分により改正するものでございます。

次のページをお開き願います。壱岐市国民健康保険税条例の一部改正する条例、壱岐市国民健康保険税条例の一部を次のように改正をいたします。内容につきましては、記載のとおりでございます。説明資料といたしまして、資料1の4ページから9ページに、新旧対照表を配付しておりますので、この資料に基づき御説明をさせていただきます。

それでは、4ページお開きください。まず、条例の中の字句に「以外」とあるのを「及び特定継続世帯以外」に全て改めるものでございます。

1つ目は、国民健康保険税の軽減判定所得算定における軽減措置の恒久化でございます。国民健康保険の被保険者が、後期高齢者医療制度に移行することにより、残された国民健康保険世帯が負担増にならないよう国民健康保険税の軽減判定所得を算定する際、移行後5年を経過するまでの間は、当該移行者を含めて算定していた特例措置を恒久化いたしました。

2つ目は、特定世帯に対する世帯別平等割の軽減措置の拡充でございます。特定世帯に対し、移行後5年間を経過するまでの間は、世帯別平等割の2分の1を軽減する措置が講じられておりましたが、それに加えて移行後6年目から8年を経過するまでの間におきましても、世帯別平等割の4分の1を軽減する措置を講じることいたしました。なお、特定世帯とは、国民健康保険の被保険者が後期高齢者医療制度に移行することにより、残された国民健康保険加入者が一人だけとなる世帯のことをいいます。そのことによりまして、第5条の2第1号中「の属する月以後5年を経過するまでの間に限り、同日」を削り、「属する被保険者が属する世帯」の次に「であって同日の属する月（以下この号において「特定月」という）以後5年を経過する月までの間にあるもの」を加えまして、「において同じ。）」の次に、「及び特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。第3号、第7条の3及び第23条において同じ。）」を加えるものでございます。

次に、資料1の5ページをお開き願いたいと思います。同条に次の1号を加えるものであります。それは、（3）特定継続世帯2万250円であります。

次に、第7条の3第1号中、同条に次の1号を加えるものであります。それは、（3）特定継続世帯5,250円であります。

次に、6ページをお開きください。第23条第1号イ（1）中に、同条イに次のように加えるものであります。加える内容、特定継続世帯1万4,175円であります。

続きまして、23条第1号エの（1）の中に、特定継続世帯3,675円を加えるものでござ

います。

ページ7をお開き願いたいと思います。同じく第23条第2号イ(1)の中に、1万125円を加えるものでございます。23条第2号エの(1)の中に、特定継続世帯2,625円を加えるものでございます。

同じく、8ページをお開き願いたいと思います。23条第3号イ(1)の中に、特定継続世帯4,050円を加えるものでございます。同じく(3)特定継続世帯1,050円を加えるものでございます。

以上、附則第20条中「第3項」を「第4項及び第5項」に、「第36条」を「第35条第1項」に改めるものでございます。

附則といたしまして、施行期日につきましては、第1条、この条例は平成25年4月1日から施行するものでございます。ただし、附則第20項の改正規定につきましては、平成26年1月1日から施行するものでございます。

次に、適用区分、第2条につきましては、第1条の施行に必要な経過措置を定めたものでございます。

以上で、説明を終わります。御審議のほど、よろしく願いをいたします。

それから、報告第9号につきまして御説明を申し上げます。壱岐市手数料条例の一部改正に係る専決処分の報告について、地方自治法第180条第1項及び壱岐市議会基本条例第11条第1項第2号の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項及び壱岐市議会基本条例第11条第2項の規定により報告するものであります。本日の提出でございます。

次のページをお開き願います。専決第8号、専決処分書、船員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令の制定に伴い、地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり、壱岐市手数料条例の一部を改正する条例についての専決処分でございます。専決処分の理由は、船員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令の制定に伴い、関係条例の一部を改正するものでございます。これに伴い、壱岐市手数料条例について、平成25年4月1日から施行する必要があることから、平成25年3月31日専決処分により改正するものでございます。

次のページをお開き願います。内容については、記載のとおりでございます。説明資料といたしましては、新旧対照表の資料に説明をしております。

資料のページ10に、説明をしております。別表第1の20の項中、「交付」の次に、「再交付」を加えるものでございます。

附則といたしまして、この条例は、平成25年4月1日から施行するものでございます。

以上で、説明を終わります。御審議のほど、よろしく願いをいたします。

続きまして、報告第10号について御説明をいたします。

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定に係る専決処分の報告について、地方自治法第180条第1項及び壱岐市議会基本条例第11条第1項第2号の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項及び壱岐市議会基本条例第11条第2項の規定により報告するものであります。本日の提出でございます。

次のページをお開き願いたいと思います。専決第9号、専決処分書、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についての専決処分でございます。専決処分の理由は、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行により、「障害者自立支援法」が、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」へ改正されることに伴い、関係条例について改正を行うものでございます。これに伴い、この条例については、平成25年4月1日から施行する必要があることから、平成25年3月31日、専決処分により改正するものでございます。

次のページをお開き願いたいと思います。改正内容につきましては、記載のとおりでございます。

附則といたしまして、この条例は、平成25年4月1日から施行するものでございます。

以上で、説明を終わります。御審議のほど、よろしく願いをいたします。

〔市民部長（川原 裕喜君） 降壇〕

○議長（市山 繁君） 西原財政課長。

〔財政課長（西原 辰也君） 登壇〕

○財政課長（西原 辰也君） 報告第11号平成24年度壱岐市一般会計補正予算（第9号）の専決処分の報告について御説明いたします。平成24年度壱岐市一般会計補正予算（第9号）について、地方自治法第180条第1項並びに壱岐市議会基本条例第11条第1項第3号及び第4号の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項及び壱岐市議会基本条例第11条第2項の規定により報告するものでございます。本日の提出でございます。

補正予算書の1ページをお開き願います。専決第2号、専決処分書、地方自治法第180条第1項並びに壱岐市議会基本条例第11条第1項第3号及び第4号の規定による平成24年度壱岐市一般会計補正予算（第9号）の専決処分でございます。専決処分の内容は、地方譲与税等の各

種譲与税及び特別交付税等の交付決定並びに起債対象事業費の最終確定に伴う地方債の変更、それに伴う事業費の減額、またこれらに伴う剰余金を後年度の公債費償還の財源とするため、減債基金への積み立て等が主な内容ですが、平成25年3月29日付をもって専決処分したものでございます。

平成24年度壱岐市一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ341万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ227億8,528万3,000円とします。第2項は、記載のとおりでございます。

繰越明許費の補正、第2条、繰越明許費の追加・変更は、第2表、繰越明許費補正によります。地方債の補正、第3条、地方債の変更は、第3表、地方債補正によります。

2、3ページをお開き願います。第1表、歳入歳出予算補正、歳入及び歳出の補正の款項の区分の補正額等については、第1表、歳入歳出予算補正に記載のとおりでございます。

4ページをお開き願います。第2表、繰越明許費補正、1、追加ですが、4款衛生費、1項保健衛生費で、簡易水道事業特別会計繰出金は、他の過疎債充当事業において、実績による不用額が生じたので、その分を公営企業債である簡易水道事業債から一般会計債の過疎対策事業債へ同意額を変更したため、簡易水道事業の繰越事業に係る繰出金92万2,000円が増額となり、今回、繰越明許費の追加をしております。

2、変更ですが、5款農林水産業費、3項水産業費で、下水道事業特別会計繰出金（漁業集落）分ですが、漁業集落排水整備事業の繰越明許費において、辺地対策事業債の充当額を変更したため、繰出金27万5,000円が増額となり、今回、繰越明許費の増額変更をしております。

次に、5ページから8ページに第3表、地方債補正について記載をしております。1、変更ですが、地方債の変更は、各起債対象事業費確定により、記載の限度額をそれぞれ表の記載のとおり、補正後の限度額を減額いたしております。なお、起債の方法、利率及び償還の方法は、変更はございません。

それでは、事項別明細書により、主な補正内容を御説明申し上げます。

12、13ページをお開き願います。まず、歳入について御説明いたします。

2款地方譲与税から6款地方消費税交付金まで、交付額の確定により、それぞれ増減補正をしております。

次に、14、15ページをお開き願います。7款ゴルフ場利用税交付金から11款交通安全対策特別交付金まで、交付額の確定で、それぞれの増減補正をいたしております。なお、10款地方交付税は普通交付税で、昨年7月の交付決定の際、各団体の財源不足額の合算額が普通交付税の総額を超えたため、各団体とも調整率により、減額をされていたものを、今回の国の補正予算

により、全額復活しましたので今回、2,213万7,000円を増額し、平成24年度の普通交付税は、総額100億2,753万7,000円となっております。

また、特別交付税の3月交付額が決定し、今回、1億3,165万3,000円を追加いたしております。平成24年度の特別交付税の総額は、8億138万1,000円で、前年度と比較しますと2,640万4,000円の減額となっております。

次に、15款県支出金、21世紀漁業担い手確保促進事業の415万円の減額補正は、漁船取得リース事業費の減額によるものでございます。

16款財産収入、2項財産売払収入、2目物品売払収入は、アワビ種苗売払収入の増額によるもので、当初の売払計画数量を大幅に上回ったことによるもので、488万8,000円を増額し、栽培漁業振興基金へ積み立てております。

次に、16、17ページをお開き願います。17款寄附金ふるさと応援寄附金は、3月末の寄附金収入額の確定により、61万8,000円を増額し、寄附金総額181万8,000円をふるさと応援基金へ積み立てております。

21款市債で1目辺地対策事業債は、消防施設事業分と道路改良事業費の確定により、総額380万円の減額をしております。

2目過疎対策事業債で、市民病院医療機器整備及び改築事業分の実績により1,360万円の減額となり、前回、簡易水道事業債及び下水道事業債に財源振替をしていたものを今回一部復活し、過疎債総額で320万円の増額補正をしております。

また、過疎債ソフト分で、市民病院医師確保事業や離島輸送コスト支援事業費などの事業費確定により、1,670万円の減額補正をしております。

4目土木債、1節自然災害防止事業債、急傾斜地崩壊対策事業で210万円の減額、3節公共事業等債で国の補正予算による道路ストック総点検費が起債対象外となり、1,000万円の減額をしております。

5目合併特例事業債で小中学校耐震補強工事や勝本町自給肥料供給センター、生ごみ前処理施設建設事業などの事業費確定により、総額2,890万円の減額補正をしております。

8目教育債、緊急防災・減災事業債で国の補正予算による小中学校屋内運動場耐震補強工事に対する充当率を100%から95%充当へと変更となり、370万円を減額しております。

次に、歳出については、別紙資料2の平成24年度3月29日専決補正予算概要で御説明いたします。主に、起債対象事業費確定による不用額の減額補正を行っております。

資料2の2、3ページをお開き願います。2款総務費、1項総務管理費、3目財政管理費、減債基金積立金は、特別交付税等の増額並びに起債事業費確定による財源不用額分を後年度の公債費償還財源として減債基金に2,360万9,000円を追加積立しております。6目企画費、過

疎債ソフト対象事業で、島外通勤・通学者交通費助成事業の実績による不用額217万7,000円の減額となり、助成総額582万3,000円となっております。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、簡易水道事業特別会計繰出金1,270万の増額は、簡易水道施設整備事業に係る地方債充当において、簡易水道事業債から過疎対策事業債へ同意額を変更したため、過疎債充当分の増額をしております。4目病院費、病院事業会計繰出金1,360万円の減額は、市民病院医療機器購入及び改築事業の実績による過疎債充当分の減額をしております。

5款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費及び3項水産業費、2目水産業振興費において、過疎債ソフト対象事業である離島輸送コスト支援事業費の実績による不用額を農産物で520万円、水産物で141万6,000円をそれぞれ減額補正しております。3項水産業費、5目漁業集落環境整備費、下水道事業特別会計繰出金100万円の増額は、芦辺漁港集落排水整備事業の下水道事業債の充当額が減額となり、一般会計からの繰出金を増額補正しております。

7款土木費、6項下水道費、1目公共下水道費、下水道事業特別会計繰出金の554万円の増額は、公共下水道事業に係る地方債充当において、下水道事業債から過疎対策事業債へ同意額を変更したため、過疎債充当分の増額をしております。

8款消防費、1項消防費、1目常備消防費で合併特例事業債充当事業である消防庁舎及び消防救急無線デジタル並びに消防指令台の実施設計等、業務委託費実績による不用額681万2,000円を減額いたしております。

次に、資料6ページに基金の状況、7ページに繰越明許費の追加及び変更について記載のとおりでございます。

次に、補正予算書第9号に戻っていただいて、最後の26ページに地方債の見込みに関する調書について記載のとおりでございます。地方債の平成24年度末現在高見込み額が294億336万円となります。

以上で、平成24年度壱岐市一般会計補正予算（第9号）について専決処分の報告を終わります。

〔財政課長（西原 辰也君） 降壇〕

○議長（市山 繁君） 齊藤保健環境部長。

〔保健環境部長（齊藤 和秀君） 登壇〕

○保健環境部長（齊藤 和秀君） 報告第12号平成24年度壱岐市国民健康保健事業特別会計補正予算（第4号）の専決処分の報告について御説明いたします。

平成24年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について、地方自治法第180条第1項及び壱岐市議会基本条例第11条第1項第3号及び第4号の規定により、別紙の

とおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項及び壱岐市議会基本条例第11条第2項の規定により報告するものでございます。本日の提出でございます。

補正予算書の1ページをお開きください。専決第5号、専決処分書、平成24年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、診療施設勘定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ157万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,597万9,000円とする。2項は、記載のとおりでございます。平成25年3月29日に専決処分をさせていただきます。

2ページから3ページについては、歳入歳出予算補正を記載しております。

次に、8ページ、9ページをお開きください。2歳入の1款1項診療収入でございますが、後期高齢者診療報酬収入が見込みより減額となりましたので、357万4,000円の減額補正をいたしております。

4款繰入金の財政調整基金繰入金につきましては、診療報酬収入の減による財源不足に対応するため、財政調整基金より200万円繰入金を増額補正いたしております。

10ページ、11ページをお開きください。3歳出、1款総務管理費の施設管理費につきましては、財源調整をしております。2款基金積立金の財政調整基金積立金につきましては、診療報酬収入の減額により、基金への積み立てができなくなりましたので、157万4,000円を減額補正をいたしております。

以上で、報告第12号の専決処分についての報告を終わらせていただきます。

〔保健環境部長（斉藤 和秀君） 降壇〕

○議長（市山 繁君） 原田建設部長。

〔建設部長（原田憲一郎君） 登壇〕

○建設部長（原田憲一郎君） 報告第13号と報告第14号を説明させていただきます。報告第13号、平成24年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）の専決処分の報告について、平成24年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）について、地方自治法第180条第1項及び壱岐市議会基本条例第11条第1項第3号及び第4号の規定によりまして、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項及び壱岐市議会基本条例第11条第2項の規定により報告するものでございます。本日の提出です。

補正予算書の1ページをお開きください。専決第3号、専決処分書、地方自治法第180条第1項並びに壱岐市議会基本条例第11条第1項第3号及び第4号の規定により、次のとおり専決処分する。平成24年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）については、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ10万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,538万3,000円とします。第2項、第2条、第3条は、記載のとおりでございます。平成25年3月29日専決です。

2から3ページは、第1表として歳入歳出予算補正を載せております。

4ページの繰越明許費の補正の変更についてですが、石田地区簡易水道施設整備事業に係るもので、さきに議決をいただいております5,354万6,000円でしたが、実際に繰り越す際に、6万8,000円の不足が生じたので、この分を増額させていただき、繰越額を5,361万4,000円とさせていただきました。

5ページには、第3表地方債補正を、7ページからは歳入歳出補正予算事項別明細書を記載しております。

10から11ページをお開きください。2歳入ですが、4款繰入金の1目一般会計繰入金で、1,270万円の増額、7款の1目簡易水道事業債で1,280万円の減額をしておりますので、歳入総額では10万円の減額となります。

12から13ページをお開きください。3歳出ですが、2款、1目簡易水道施設整備事業費で施設間の増減によりまして、10万円の減額をしております。主な専決処分の内容は、湯本浦地区及び石田地区簡易水道施設整備事業の実績による起債借入額について、簡易水道事業債から過疎対策事業債への調査への変更と、それに伴う事業費の減額を行っております。

続きまして、報告第14号平成24年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第4号）の専決処分の報告について、平成24年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第4号）について、地方自治法第180条第1項及び壱岐市議会基本条例第11条第1項第3号及び第4号の規定によりまして、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項及び壱岐市議会基本条例第11条第2項の規定によりまして、報告するものでございます。本日の提出でございます。

補正予算書の1ページをお開きください。専決第4号、専決処分書、専決処分の規定などについては、簡易水道事業と同様でございます。平成24年度壱岐市の下水道事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ451万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億1,708万5,000円とします。第2項及び第2条は、記載のとおりでございます。

8から9ページをお開きください。2歳入ですが、3款国庫支出金の1目土木費補助金で35万円、5款繰入金の1目一般会計繰入金で654万円を増額し、8款の1目下水道事業債で1,140万円減額しておりますので、歳入総額では、451万円の減額となります。

10から11ページをお開きください。3歳出ですが、1款1目の施設整備費で451万円の

減額をしております。2款漁業集落排水整備事業費では、1目施設整備費で施設管理を行っております。

主な専決処分の内容は、公共下水道事業の実績による起債借入額について、下水道事業債から過疎対策事業債への地方債への変更及び、それに伴う事業費の減額を行っております。

以上でございます。

〔建設部長（原田憲一郎君） 降壇〕

○議長（市山 繁君） 西原財政課長。

〔財政課長（西原 辰也君） 登壇〕

○財政課長（西原 辰也君） 報告第15号平成24年度壱岐市一般会計予算の繰越明許費繰越計算書の報告について、御説明申し上げます。

平成24年度壱岐市一般会計予算の繰越明許費は、次のとおり翌年度に繰り越したもので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものでございます。本日の提出でございます。

1ページから2ページをお開き願います。平成24年度壱岐市一般会計繰越明許費繰越計算書の内容は、さきの2月会議で議決をいただいております繰越明許費総額15億8,710万8,000円と3月29日専決補正で、追加の簡易水道事業特別会計繰出金92万2,000円及び変更増分の下水道事業特別会計繰出金27万5,000円をあわせまして、繰越明許費総額を15億8,830万5,000円とし、そのうち実際に翌年度に繰り越した額が総額15億5,014万8,600円でございます。主な繰越事業は、国の補正予算に係る過疎集落等自立再生緊急対策事業、地域経済循環創造事業、八幡浦地区特定漁港整備事業、道路橋りょう新設改良事業、小中学校施設耐震改修事業のほか、郷ノ浦町環境管理センター及び勝本町クリーンアンドリサイクルセンターの解体工事、水産業振興奨励事業で郷ノ浦町漁協製氷・貯氷施設整備事業、農地及び農業用施設並びに公共土木施設災害復旧事業等に要する経費でございます。なお、事業ごとの翌年度繰越額及び財源内訳につきましては、記載のとおりでございます。

以上で、平成24年度壱岐市一般会計予算の繰越明許費繰越計算書の報告を終わります。

〔財政課長（西原 辰也君） 降壇〕

○議長（市山 繁君） 原田建設部長。

〔建設部長（原田憲一郎君） 登壇〕

○建設部長（原田憲一郎君） 報告第16号と17号及び議案第54号まで御説明させていただきます。

報告第16号平成24年度壱岐市簡易水道事業特別会計予算の繰越明許費繰越計算書の報告について、平成24年度壱岐市簡易水道事業特別会計予算の繰越明許費は、次のとおり翌年度に繰

り越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものです。本日の提出でございます。

次のページをお開きください。平成24年度簡易水道事業特別会計予算の繰越明許費繰越計算書ですが、さきに議決をいただいております繰越明許費総額1億4,355万6,000円と3月29日専決で、変更増分の6万8,000円を合わせまして、繰越明許費総額を1億4,362万4,000円とし、同額を翌年度に繰り越すものとします。主な内容は、国の補正予算による湯本浦地区、及び石田地区簡易水道施設整備事業に要する経費でございます。

続きまして、報告第17号平成24年度壱岐市下水道事業特別会計予算の繰越明許費繰越計算書の報告について、平成24年度壱岐市下水道事業特別会計予算の繰越明許費は、次のとおり翌年度に繰り越したもので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものです。本日の提出でございます。

次のページをお開きください。平成24年度壱岐市下水道事業特別会計予算の繰越明許費繰越計算書ですが、さきに議決をいただいております繰越明許費総額7,600万円のうち、実際に翌年度に繰り越した額は、7,570万円であります。主なものは、国の補正予算による公共下水道事業及び漁業集落排水整備事業による経費でございます。

〔建設部長（原田憲一郎君） 降壇〕

○議長（市山 繁君） ここで、暫時休憩をいたします。再開を15時35分といたします。

午後3時25分休憩

.....

午後3時35分再開

○議長（市山 繁君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案説明を続けます。原田建設部長。

〔建設部長（原田憲一郎君） 登壇〕

○建設部長（原田憲一郎君） 議案第54号壱岐市公営住宅等長寿命化計画の作成について、壱岐市公営住宅等長寿命化計画を作成することについて、壱岐市議会基本条例第12条の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。本日の提出でございます。

計画書の1ページをお開きください。序章、公営住宅等長寿命化計画の目的です。

この計画の背景と目的は、平成18年6月に、現在及び将来における国民の豊かな住生活を実現するための住生活基本法が制定され、住生活の質の向上を図る政策への本格的な転換を図る道筋が示されました。

公営住宅等長寿命化計画は、住生活基本計画に定める公営住宅の役割を果たすために、これまでの対症療法型の維持管理から予防保全型の維持管理への転換を図り、公営住宅の長寿命化によ

るコスト削減を図ることを目的としております。

平成24年度現在、本市が管理しております公営住宅等は、123棟（787戸）のうち、公営住宅が106棟（732戸）、特定公共賃貸住宅が2棟（14戸）、単独住宅が15棟（41戸）となっております。そのうち、既に耐用年数が経過している住宅が226戸、さらに10年後には新たに超過する住宅が39戸となります。壱岐市公営住宅等長寿命化計画は、厳しい財政状況下におきまして、建てかえ、改善、修繕、用途廃止などの適正な手法の選択のもとで、予防保全的な維持管理、長寿命化によるライフサイクルコスト、LCCと申しますけど、の削減を図ることを目的として策定するものです。

2から3ページには、計画の位置づけ、計画期間、計画の構成を記載しております。この計画は、平成22年3月策定の「壱岐市総合計画」を上位計画としまして、「壱岐市住宅マスタープラン～住生活基本計画～」における市営住宅政策に関する部門計画として位置づけ、公営住宅等における建てかえ事業、公営住宅ストック総合改善事業、経常的な維持管理についての方針を定めるものです。

この計画期間は、管理する住宅ストック全体の点検・修繕・改善サイクル等を勘案した上で、一定期間を確保する必要があるとしますので、平成25年度から平成34年度までの10年間とします。

なお、計画内容は、社会情勢の変化、国や県の住宅政策の動向、各事業の進捗状況等に応じまして、おおむね5年ごとに見直しを行うものとします。

次のページには、第1章、公営住宅等ストックの状況として、4ページには、壱岐市の概要、5から6ページは、人口、高齢化率や世帯構成などを記載しております。

4ページの（2）人口・高齢化率についてですが、本市の総人口は、年々減少傾向にあり、平成2年時点から20年間で約8,000人減少しております。高齢化率は、平成22年時点で31%に達しております。

（3）年齢別階層別人口の推移をみますと、平成2年から年少人口は7.2%、生産人口も6.3%減少しているのに対し、老年人口は、13.5%増加しており、少子高齢化が急速に進んでおります。

（4）世帯数及び世帯規模についてですが、世帯数はほぼ横ばいで、世帯人員は、平成22年時点で2.8人と、年々減少しております。

（5）世帯構成は、平成22年時点の一般世帯の家族累計で見ますと、単身世帯の割合が25.4%で最も多く、夫婦世帯のみが21.5%、夫婦と子供のみが19%となっており、世帯の小規模化と核家族化が進行しています。

7から8ページは、高齢者世帯の状況や公営住宅等のストックの状況を記載しておりまして、

(6) 高齢者世帯の状況は、高齢者世帯では、高齢夫婦のみの世帯や、高齢単身者世帯が年々増加しております。

公営住宅等の位置については、8ページに載せております。

郷ノ浦町に公営住宅9団地、単独住宅5住宅、勝本町に公営住宅7団地、単独住宅2住宅、芦辺町に公営住宅10団地、単独住宅2住宅、石田町に公営住宅8団地の総計で、公営住宅34団地、単独住宅9住宅が立地しております。

9から10ページには、公営住宅等の一覧表を載せておりまして、平成24年10月1日現在の公営住宅等の管理戸数は、公営住宅732戸、特定公共賃貸住宅14戸、単独住宅41戸の合計787戸でございます。一覧表には町ごとの団地名、住宅区分、建設年度、構造、階数等を記載しております。

11ページには、建設年代別・構造別戸数を載せております。

続きまして、16から17ページは、住戸の規模、18から20ページには、設備の状況、修繕・改善の状況などを載せております。

25ページをお願いします。25ページの(2)応募・募集状況は、平成21年度から平成24年度までの空き家の募集状況をみますと、募集戸数は、各年度おおむね50戸から100戸程度は、申し込み世帯は、100から150世帯で推移しておりまして、募集倍率は、町別では、郷ノ浦町が平均2.9倍と比較的高く、勝本、芦辺では、平均1.1倍を下回っております。特定公共賃貸住宅については、約4年間で27戸の募集に対しまして、3世帯の申し込みとなっております。

続きまして、39から40ページをお願いします。これで、一次判定の結果を載せておりますけれども、43から44ページは、二次判定の結果を、そして46から47ページには、三次判定として一次、二次の判定結果を踏まえまして、団地単位または、団地の一部の住棟を対象に、総合的な検討を行いまして、住棟別の活用手法の最終判定を表にまとめております。

48ページには、団地別・住棟別活用計画を整理しております。住宅管理戸数787戸のうち、維持管理予定戸数は556戸、建替予定戸数は188戸、用途廃止予定戸数43戸となりました。なお、管理戸数については、先ほど申しましたけれども、社会情勢に変化において柔軟に見直しを行ってまいります。

49ページをお願いします。4章に入りますけれども、4の1建替事業の実施方針ですが、建替対象団地は、公営住宅9団地、単独住宅2住宅としまして、今後の計画は、国・県の動向等を踏まえつつ、市の財政状況等を考慮しながら、柔軟に見直しを行ってまいります。

52ページから、第5章、長寿命化のための維持管理計画としまして、5の1計画期間内に実施する修繕・改善事業の内容、53ページには、本市の個別改善の実施方針の内容などを示して

おります。

54ページ、55ページは、5の2住棟単位の修繕・改善事業についての整備方針をまとめております。

56ページからは、第6章、長寿命化のための維持管理による効果としまして、長寿命化計画に基づいて、長寿命化型改善を実施した場合としない場合のライフサイクルコストの比較を行いまして、LCCの縮減効果の算出をしております。

57ページの上段には、計画後モデルにおける算出の手順（耐火造の場合）を示しております。国の試算例を踏まえまして、長寿命化型改善計画を行ったことによりまして、延長される年数を20年延長と設定しております。

そして、LCC改善効果の算出手順は、57ページの中ほどに記しておりますが、その結果を58ページの表にまとめております。例えば、古城団地の1棟から4棟ですが、年平均281万円のLCC改善効果となりました。

59ページには、6の2維持管理による効果のまとめを示しております。従来の対症療法型の維持管理から、定期的な点検を行いまして、公営住宅等ストックの状況を把握した上で、適切な時期に予防保全的な修繕、耐久性の向上などを図る改善を実施することで、長寿命化が図られ、LCCの縮減につながりまして、安全の確保を図ることができます。長寿命化型改善事業を実施する住棟を対象として、LCC改善効果を算出したところ、効果はプラスとなりましたので、整備による改善効果が期待できる結果となりました。

以上で、議案第54号の説明を終わらせていただきます。

〔建設部長（原田憲一郎君） 降壇〕

○議長（市山 繁君） 眞鍋総務部長。

〔総務部長（眞鍋 陽晃君） 登壇〕

○総務部長（眞鍋 陽晃君） それでは、議案第55号から57号まで一括して説明をさせていただきます。

議案第55号壱岐市暴力団排除条例の一部改正について、御説明を申し上げます。

議案第55号壱岐市暴力団排除条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。本日の提出でございます。

提案理由でございますが、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部改正に伴い、本条例に引用する条項番号の変更を行うものであります。

次のページをお開きください。平成24年度壱岐市条例第29号、壱岐市暴力団排除条例の一部を次のように改正しようとするものであります。第2条第6号中「第32条の2第1項」を「第32条の3第1項」に改めます。これは、都道府県暴力団追放運動推進センターの条項が、

「法第32条の2第1項」が「法第32条の3第1項」に変更となったためであります。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行しようとするものでございます。

資料15ページに新旧対照表を載せております。左が現行、右が改正案でございますが、なお、資料に下線をしてありますが、下線箇所が改正しようとするところでございます。

以上で、議案第55号の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第56号壱岐市附属機関設置条例の一部改正について、御説明を申し上げます。

壱岐市附属機関設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。本日の提出でございます。

提案理由でございますが、市長の附属機関として、景観法第8条第1項に基づき、景観計画を策定するために、壱岐市景観計画策定委員会を設置し、また教育委員会の附属機関として、壱岐市小学校統廃合に関する検討委員会を設置する必要があるため所要の改正を行うものであります。

次のページをお開きください。壱岐市附属機関設置条例の一部を次のように改正しようとするものでございます。別表アの市長の附属機関の部壱岐市都市計画審議会の項の次に、次のように加えます。壱岐市景観計画策定委員会、壱岐市景観計画の策定について審議すること。別表イの教育委員会の附属機関の部壱岐市教科書採択協議会の項の次に、次のように加えます。壱岐市小学校統廃合に関する検討委員会、壱岐市立小学校の統廃合について、調査、研究、協議すること。

資料16ページの新旧対照表に関しては、後をもって御高覧をいただきたいと思います。

附則といたしまして、この条例は平成25年7月1日から施行しようとするものでございます。

以上で、議案第56号の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第57号をお願いいたします。壱岐市長等の給与の特例に関する条例の制定について、御説明を申し上げます。

議案第57号壱岐市長等の給与の特例に関する条例を別紙のとおり定める。本日の提出でございます。

提案理由でございますが、一般職の職員の給与の減額措置に係る状況等を考慮し、市長及び副市長及び教育長の給与の減額等について特例を定めるものでございます。

次のページをお開き願います。壱岐市長等の給与の特例に関する条例、第1条、趣旨でございますが、この条例は、壱岐市長及び副市長の給与に関する条例に規定する市長及び副市長の給与及び壱岐市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例に規定する教育長の給与の特例に関し、必要な事項を定めるものでございます。

第2条、市長の給料月額額の減額です。市長の給料の額は、平成25年7月から平成26年3月までの間に係るものに関し、市長等給与条例第2条の規定にかかわらず、同条に規定する額から当該額に100分の10を乗じて得た額を減じ、その額といたします。ただし、同条例第3条に

規定する期末手当の額の算出の基礎となる給料の月額は、同条例第2条に規定する額といたします。

第3条、副市長の給料月額の減額です。壱岐市副市長の事務分掌に関する規則第6条に規定する市長の職務代理の順序が上位である副市長給料の額は、平成25年7月から平成26年3月までの間に係るものに関し、市長等給与条例第2条の規定にかかわらず、同条に規定する額から当該額に100分の10を乗じて得た額を減じた額とします。ただし、同条例第3条に規定する期末手当の額の算出の基礎となる給料の月額は、同条例第2条に規定する額といたします。なお、順序が下位である副市長に対しては、この条例は適用しません。

第4条、教育長の給料月額の減額です。教育長の給料の額は、平成25年7月から平成26年3月までの間に係るものに関し、教育長給与条例第3条の規定にかかわらず、同条に規定する額から当該額に100分の10を乗じて得た額を減じた額とします。ただし、同条例第4条に規定する期末手当の額の算出の基礎となる給料の月額は、同条例第3条に規定する額といたします。

附則でございますが、施行期日、この条例は平成25年7月1日から施行しようとするものでございます。

2項、壱岐市長等の給与の特定に関する条例の廃止。壱岐市長等の給与の特例に関する条例（平成20年壱岐市条例第18号）は、廃止します。

以上で、議案第57号の説明を終わらせていただきます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

〔総務部長（眞鍋 陽晃君 降壇）

○議長（市山 繁君） 川原市民部長。

〔市民部長（川原 裕喜君） 登壇〕

○市民部長（川原 裕喜君） 議案第58号壱岐市福祉医療の支給に関する条例の一部改正について、御説明をいたします。

壱岐市福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。本日の提出でございます。

提案理由でございますけれども、長崎県福祉医療費補助金実施要綱の改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

次のページお開きください。壱岐市福祉医療費の支給に関する条例の一部を次のように改正するものでございます。改正条文の内容につきましては、記載のとおりでございます。

新旧対照表につきましては、資料1の17ページから20ページに記載のとおりでございます。

附則といたしまして、この条例は平成25年10月1日から施行し、同日以後の診療に係る医療費から適用するものでございます。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしく願いをいたします。

〔市民部長（川原 裕喜君） 降壇〕

○議長（市山 繁君） 堀江農林水産部長。

〔農林水産部長（堀江 敬治君） 登壇〕

○農林水産部長（堀江 敬治君） 議案第59号あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更に
ついて、御説明を申し上げます。地方自治法第9条の5第1項の規定により、本市内にあらたに
生じた次の土地を確認し、同法第260条第1項の規定により、字の区域を次のとおり変更する。
本日の提出でございます。

提案理由としましては、壱岐市勝本町坂本触字井ノ辻地先の勝本港の公有水面埋め立てにより
生じた土地について、議会の議決を経て確認し、字の区域を変更しようとするものであります。

次のページをお開き願います。位置としましては、壱岐市勝本町坂本触字井ノ辻134番、
134番に隣接する里道、136番1、136番1に隣接する道路、143番4及び143番
5の地先。面積は、238.35平方メートル、編入する区域は字井ノ辻であります。

次のページに、位置図と字図を添付しております。黒く塗りつぶした部分が当該箇所ござい
ます。埋立地につきましては、長崎県が施行する勝本港護岸保全施設整備事業の実施に合わせ、
海岸保全区域の埋め立てを行うことになり、公有水面埋め立て許可を受け、県の護岸施設の背後
地を埋め立てたものでございます。

以上で、議案第59号の説明を終わります。御審議のほど、よろしく願い申し上げます。

〔農林水産部長（堀江 敬治君） 降壇〕

○議長（市山 繁君） 西原財政課長。

〔財政課長（西原 辰也君） 登壇〕

○財政課長（西原 辰也君） 議案第60号平成25年度壱岐市一般会計補正予算（第1号）につ
いて、御説明申し上げます。

平成25年度壱岐市の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予
算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ12億5,863万8,000円
を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ220億7,763万8,000円とします。
第2項は、記載のとおりでございます。地方債の補正、第2条、地方債の変更は、第2表、地方
債補正によるものでございます。本日の提出でございます。

2、3ページをお開き願います。第1表、歳入歳出予算補正については、記載のとおりござ
います。

4、5ページをお開き願います。第2表、地方債補正、1、変更、辺地対策事業債の補正前限
度額1億9,060万円を補正後限度額2億4,760万円に、勝本地区公民館整備事業で

5,700万円を追加しております。

次に、過疎対策事業債の補正前限度額2億7,150万円を、補正後限度額3億1,630万円に、JA壱岐市ライスセンター整備事業で4,480万円を追加しております。

次に、5ページの合併特例事業債の補正前限度額12億5,760万円を補正後限度額13億1,490万円に、渡良小学校体育館耐震補強工事で5,730万円を追加しております。

それでは、事項別明細書により主な内容について御説明いたします。

10、11ページをお開き願います。まず、歳入について御説明いたします。

10款地方交付税、普通交付税5,194万6,000円を追加いたしております。

14款国庫支出金、1項国庫負担金、2目教育費国庫負担金、公立学校施設整備費負担金は、志原小学校増築事業に対する55%負担で、今回665万円を補正しております。2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、地域の元気臨時交付金は、国の日本経済再生に向けた緊急経済対策により、地域経済の活性化と雇用の創出を図るため、国の補正予算による追加公共投資の地方負担額及び財政力に応じて配分される予定であり、今回、補助事業の強い農業づくり交付金事業でJA壱岐市ライスセンター整備事業及び市の単独事業として、市道、農道等維持補修事業、湯ノ山公園整備事業などへ、交付見込額4億2,280万円を充当いたしております。4目農林水産業費国庫補助金、強い農業づくり交付金は、JA壱岐市ライスセンター整備事業に係るもので、補助対象事業費の2分の1、2億9,467万3,000円を追加補正いたしております。5目土木費国庫補助金、社会資本整備総合交付金は、公営住宅等長寿命化計画に基づき、赤滝団地等耐震診断業務に係わるもので、対象事業費の45%459万円を追加補正いたしております。7目教育費国庫補助金、学校施設環境改善交付金は、渡良小学校体育館耐震改修分の3分の2の3,789万3,000円の追加補正いたしております。

15款県支出金、2項県補助金、3目衛生費県補助金、海岸漂着物地域対策推進事業補助金は、国の補助事業の採択により、当初の県単独事業の漂流・漂着ごみ撤去事業から変更をし、大規模な海岸漂着物等の回収・処理に対して、10割補助の8,069万円を追加しております。6目土木費県補助金、長崎県住宅性能向上リフォーム支援事業補助金は、県単独の新規事業で、住宅バリアフリー・安全型及び省エネ型並びに防災型のリフォームに対し、補助率5分の1、補助上限額が20万円から30万円とし、壱岐市に701万3,000円が配分されております。

18款繰入金、2項基金繰入金、財政調整基金繰入金は、国の経済対策に呼応した市の単独事業に対する財源不足分として、1億8,000万円を追加補正いたしております。

次に、12、13ページをお開き願います。20款諸収入、4項雑入、コミュニティ助成金1,230万円は、2公民館の自主防災組織及び婦人防火クラブ等の備品購入費のほか、一般コミュニティ団体3団体の備品購入費等に対し、自治総合センター助成金を追加補正しております。

2 1 款市債につきましては、4、5 ページの第 2 表、地方債補正で説明いたしましたとおりでございます。

次に、歳出については、別紙資料 3 の平成 2 5 年度 6 月補正予算（案）概要で説明をいたします。

資料 3 の 2、3 ページをお開き願います。2 款総務費、1 項総務管理費、7 目情報管理費、地域づくりアドバイザー事業は、壱岐市地域情報化計画に基づく、ICT 街づくり推進リーダーを育成するための講師謝礼金と地域づくりアドバイザーの旅費について、4 0 万円を補正しております。地域活性化センターより 2 分の 1 の助成金 2 0 万円を受けて実施をいたします。

3 款民生費、2 項児童福祉費、1 目児童福祉総務費、軽度・中等度難聴児補聴器給付事業 2 5 万 4, 0 0 0 円の補正は、新規事業で身体障害者手帳の交付対象にならない 1 8 歳未満の軽度・中等度難聴児に対して、補聴器購入費用の 3 分の 2 を助成するものであります。県より 3 分の 1 の 1 2 万 6, 0 0 0 円を受けております。

4 款衛生費、2 項清掃費、2 目塵芥処理費、旧勝本町本宮焼却場解体事業 3, 0 0 0 万円の補正は、昭和 4 4 年に建設され、用途廃止のまま焼却場建物が残っていたことが判明をいたしましたため、今回解体工事費を補正するものであります。

5 款農林水産業費、1 項農業費、3 目農業振興費、強い農業づくり交付金事業は、JA 壱岐市ライスセンター整備事業で、施設の再編とあわせ、既存施設の修復及び貯留タンクを増設し、壱岐産水稻のブランド化を図るため、今回 5 億 3, 0 4 1 万 1, 0 0 0 円を補正しております。財源については、国庫補助金 5 0 %、市の補助金 4 0 %のうち、8 割について地域の元気臨時交付金 1 億 8, 8 5 0 万円を充当し、残額について過疎対策事業債 4, 4 8 0 万円を充当いたしております。

次に、4、5 ページをお開き願います。4 目畜産業費は、現在、第 2 堆肥センターに収集・散布車の車庫がないため車両の劣化を抑え、長期使用を図るため、今回、地域の元気臨時交付金を活用し、車庫棟 1 棟の建設費 2, 1 9 4 万 8, 0 0 0 円を補正しております。5 目農地費、農村整備事業は、今回、地域の元気臨時交付金を活用し、2 地区の農道舗装及び 2 地区の排水路整備に総額 3, 7 0 0 万円を補正しております。3 項水産業費、2 目水産業振興費は、郷ノ浦町漁協荷捌所トイレ整備事業に対し、2 分の 1 の補助金 2 6 2 万円と、また、島外からの大型漁船が港内に係船する際、電気機器を使用することにより、騒音問題が発生しているため、今回、郷ノ浦町漁協陸電整備事業に対し、2 分の 1 の補助金 1 2 5 万円を補正しております。

6 款商工費 1 項商工費 4 目観光費「長崎がんばらんば」地域づくり支援事業負担金は、壱岐市観光連盟が県の採択を受けて実施する、壱岐島ごっとり市場プロジェクト事業について、事務局人件費及び情報発信経費分として 6 6 7 万 6, 0 0 0 円を補正しております。

次に、湯ノ山公園整備事業は、湯ノ本湾の景観を観光資源として活用するとともに、公園利用者の安全性・快適性の向上を図るため、今回、地域の元気臨時交付金を活用して、公園整備及び隣接する壱岐島荘の外構の整備に2,879万3,000円を補正しております。

次に、7款土木費、2項道路橋りょう費、2目道路橋りょう維持費は、地域の元気臨時交付金を活用して、市道維持補修工事費1億4,000万円を補正しております。

次に、6、7ページをお開き願います。3目道路橋りょう新設改良費、地方改善施設整備事業の天ヶ原地区排水整備工事費520万円と、地域の元気臨時交付金を活用した市の単独事業として16路線の改良事業費等1億2,260万円の補正をしております。7項住宅費、1目住宅管理費は、公営住宅の長寿命化を図るため、八幡団地屋根等改修事業設計委託費及び市営住宅の引込開閉器盤の老朽化事故を受け調査を行い、今回、改修工事等について、総額1,565万円を補正しております。また、国の社会整備総合交付金を活用して、赤滝団地ほか3団地の耐震診断事業費1,230万円を補正しております。

次に、8、9ページをお開き願います。9款教育費、2項小学校費、1目学校管理費は、渡良小学校体育館耐震改修工事費及び志原小学校教室増築工事費と、勝本・霞翠小学校体育館便所水洗化設計監理費、あわせて1億492万8,000円を増額補正しております。

次に、小学校統廃合検討委員会設置費については、芦辺小学校校舎について、耐震補強工事ではなく改築の方向で対応することとなり、教育環境の整備を早急に図る必要があるため、今回、小学校統廃合検討委員会の設置に要する経費として、委員報酬151万7,000円を補正しております。3項中学校費、中学校校舎建設検討委員会設置費についても、小学校同様に、芦辺中学校校舎建設について、統廃合の経緯等も踏まえて、協議が必要なため、中学校校舎建設検討委員会の設置に要する経費として、37万1,000円を補正しております。5項社会教育費、4目公民館費、勝本地区公民館整備事業は、築47年が経過し老朽化が激しいため、2カ年計画で改築整備するため、今回、実施設計及び解体工事費6,000万円を補正計上しております。財源に、辺地対策事業債を5,700万円充当しております。

次に、資料12ページに基金の状況見込みの詳細について記載のとおりでございます。また、補正予算書の最後25ページに地方債の見込みに関する調書について、記載のとおりでございます。地方債の平成25年度末現在高見込み額が298億97万6,000円となります。

以上で、平成25年度壱岐市一般会計補正予算（第1号）について説明を終わります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

〔財政課長（西原 辰也君） 降壇〕

○議長（市山 繁君） 原田建設部長。

〔建設部長（原田憲一郎君） 登壇〕

○建設部長（原田憲一郎君） 議案第61号平成25年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について、平成25年度壱岐市の簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによります。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ170万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億254万8,000円とします。第2項は、記載のとおりでございます。本日の提出でございます。

6から7ページをお開きください。2歳入ですが、4款繰入金の1目一般会計繰入金で20万7,000円、また6款の1目雑入で150万円の増額をしておりますので、歳入総額では、170万7,000円の増額となります。

8から9ページをお開きください。3歳出ですが、1款の1目一般管理費と2目施設管理費で、170万7,000円の増額をしております。主な補正内容は、市道改良工事に伴います水道管布設替補償工事に要する経費でございます。

以上でございます。よろしく御審議のほど、お願いします。

〔建設部長（原田憲一郎君） 降壇〕

○議長（市山 繁君） これで、市長提出議案に対する説明が終わりました。

日程第33. 要望第2号

○議長（市山 繁君） 次に、日程第33、要望第2号男嶽神社、女嶽神社観光スポット化に関する要望についてを議題といたします。

ただいま上程いたしました要望第2号につきましては、お手元に写しを配付しておりますので、説明に変えさせていただきたいと思っております。

○議長（市山 繁君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。次の本会議は、6月11日、火曜日、午前10時から開きます。

本日は、これで散会いたします。お疲れさまでした。

午後4時08分散会
